

第百十二回 参議院商工委員会會議錄第三号

昭和六十三年三月二十四日(木曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大木 浩君
理事 下条進一郎君
前田 勲男君
福岡 知之君
市川 正一君

委員

杉元 恒雄君
中曾根弘文君
平井 卓志君
降矢 敬義君
松浦 孝治君
松尾 官平君
向山 一人君
青木 新次君
梶原 敬義君
高杉 迪忠君
伏見 康治君
矢原 秀男君
井上 計君
木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣 田村 元君
国務大臣 (経済企画庁長官) 中尾 栄一君

政府委員

公正取引委員会 委員長 梅澤 節男君
公正取引委員会 事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会 事務局長 土原 陽美君

公正取引委員会 事務局長 植木 邦之君
公正取引委員会 事務局長 横溝 雅夫君
公正取引委員会 事務局長 海野 恒男君
公正取引委員会 事務局長 富金原俊二君
公正取引委員会 事務局長 宮本 邦男君
公正取引委員会 事務局長 勝村 坦郎君
公正取引委員会 事務局長 倉田 寛之君
公正取引委員会 事務局長 山本 幸助君
公正取引委員会 事務局長 安藤 勝良君
公正取引委員会 事務局長 吉田 文毅君
公正取引委員会 事務局長 島山 襄君
公正取引委員会 事務局長 杉山 弘君
公正取引委員会 事務局長 安楽 隆二君
公正取引委員会 事務局長 児玉 幸治君
公正取引委員会 事務局長 浜岡 平一君
公正取引委員会 事務局長 逢坂 国一君
公正取引委員会 事務局長 内藤 正久君
公正取引委員会 事務局長 小川 邦夫君
公正取引委員会 事務局長 岩崎 八男君
公正取引委員会 事務局長 広海 正光君

事務局側

常任委員会専門員 野村 静二君

説明員

国土庁地方振興局 廣瀬 経之君
国土庁地方振興局 岡本 行夫君
国土庁地方振興局 荒井 正吾君
国土庁地方振興局 北山 宏幸君
国土庁地方振興局 田辺 俊彦君
国土庁地方振興局 村田 憲寿君
国土庁地方振興局 三上 義忠君

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査 (通商産業行政の基本施策に関する件) (経済計画等の基本施策に関する件)

○中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

に対し、これより質疑を行います。

○青木新次君 まず、経企庁長官に質問いたしたいと思うのですが、我が国の経済の現状と景気の動向について伺いたいと思います。

百一国会の本委員会において、河本元経済企画庁長官は、中小企業政策の根本とは何ぞや、こういう質問をしたときに、「これは景気を思い切つてよくして、中小企業の仕事が増えたい」といふことだということを言われたことがあるのであります。「仕事の量が中小企業にも確保できる」といふことが私はもう九五%まで中小企業対策ではなからうかと。こういうように述べておられるのであります。ということは、経済成長を促進し、景気をよくするというのが中小企業政策にとって最も重要なことだと思つております。

そこで、今日の我が国の経済はどのような状況にあるのかについてでありますけれども、六十年九月のG5以降、円高不況にどんどん見舞われて低迷を続けてまいつたのであります。一昨年末に景気の底を打って、昨年は回復から拡大への基調をたどってきたわけです。十七日に経済企画庁が発表した去年の十月から十二月の国民所得の統計速報によりますと、十月から十二月までの実質成長率は前期比一・七%、年率にして七%ということであるわけでありまして、我が国の経済の現状をどう思つていらっしゃるのか、企画庁長官の説明をいただきたい。

○国務大臣(中尾栄一君) まず、冒頭に先生御指摘のとおり、中小企業等の問題は、これは河本元経企庁長官の在任中の私もその議事録を読ましていただいたことがあります。とりわけ、この問題についての御専門は通産大臣の方が御専門でございますけれども、私にあえてどのような方向で考えていくのか、見通し並びにそういう問題点の動

向をどのようにとらえているかという御質問と承っておりますので、概略ながら御返答させていただきます。こう思います。

我が国経済は、六十年九月のG5以降の急速な円高によりまして、特に輸出関連の製造業を中心に景気の後退が強まったわけでございます。これは先生御指摘のG5、プラザ合意以降ということでございます。その後の景気は、六十一年末に底入れをいたしまして、回復拡大局面を迎えた。今までは回復基調ということだけで私どもは申し上げておりましたが、この一月以降は拡大局面に入つたという形で表現をさせていただいていくわけでございます。

こうした動きをもたらしました原因としましては、まず第一に考えられますことは、産業が円高に対する構造調整をほぼ終了したという点が第一点ではないだろうか。第二点は、円高原油安のプラスの効果が行き渡って家計や企業の支出を増大させたことではないであろうか。第三点は、緊急経済対策等の財政拡大策や金融緩和といった政策効果が徐々に浸透してきたことなどが挙げられるのではないだろうか、このように考えておるわけでございます。

したがって、昨年から我が国経済は文字どおり拡大局面に突入をしていった。そして、昨年十月から十二月期のGNP動向や、あるいはまたことしに入ってから推移をずっと一覽してみても、内需が一層着実に拡大する一方、対外黒字の縮小も進みつつございまして、全般に私どもにとりましては望ましい方向と受け取られる方向に位置づけられておる、こう考えておる次第でございます。

なお、アメリカ経済においても、連邦財政赤字並びに貿易赤字の削減のための努力がなされておりまして、このところ円・ドルレートといえますものは比較的安定した動きを続けているのではないかと、このような判断をしておるところでございます。

○青木新次君 政府は昨年末に六十三年度経済見

通しをまとめられて、GNPの実質成長三・八％ということを見込んでおられるのでありますが、しかし現在の景気上昇を持続して成長を続けることができるかどうか。

項目別に見ると、個人消費、設備投資などは来年度も堅調に推移しそうですけれども、今年度の景気を支えた住宅投資は大幅に伸びが鈍ると実は見えているわけであります。公共投資も来年度は今年度補正後並みの水準にとどまっております。成長には寄与しない。内需が大幅に拡大するかどうかは疑問でありまして、外需についても輸出の伸びが期待できないで、一方、輸入を拡大することが国際的使命でも実はあると思うのであります。さらに為替相場が不安定では外需はますます不透明なものとなる。今、経企庁長官は比較的安定していると言われども、百二十円台で安定されたものでは、後でも出しますけれども、問題があると思うんです。

したがって、このように見てまいりますと、景気の拡大は減速傾向を示して、年度後半には足取りが重くなるんじゃないだろうかということを心配いたしておるのであります。政府の来年度の経済見通しについて説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 委員の御指摘の事も、私どもも現在経済審議会を中心にして作成を御依頼申し上げておるのでございますが、そういう中においても種々そのような御意見も出ておることも承知しておるところでございます。

六十三年度の我が国経済につきましては、外需は対外不均衡の是正過程を反映しまして引き続きマイナスの寄与となるものと見込まれております。

一方、片や御指摘の内需は景気回復の二年目を迎えておりますから、まず第一に、個人消費が雇用者所得等の着実な伸び等によりさらに堅調に推移すると見込まれておるわけでございまして、第二点といたしましては、設備投資が非製造業において堅調に推移し、そしてまた製造業においても

内需関連分野の投資が増加していくのではなからうか、このように見込まれ、なおかつ判断をされているところでございます。そのようなことから、引き続き先ほど申し上げたような好調を持続できるものと見込んでおるところでございます。

以上、あわせましますと、六十三年度につきましては、全体として内需を中心とした実質三・八％という委員御指摘の着実な成長を見込んでおるところでございます。目下経済審議会を中心にしまして作成中の折でございますから、いろいろ甲論乙駁の意見等もあるかと思いますが、そのような方向づけの中で進んでおることの中間報告を兼ねまして報告を申し上げます。次第でございます。

○青木新次君 今のお話のように、消費の伸び、それから設備投資の伸びといったような問題等を中心として回復から拡大へ順調に進んでいるという話でありました。

中小企業あるいは地方の景気を見ると、私は必ずしも樂觀できる状態ではないと思ふんです。私は中小企業の業界の皆さんに業種別にいろいろ御意見を聞くことがあるし、現に調べてみたわけでありまして、必ずしも樂觀する事柄だけではないというように考えておるわけであります。

通産大臣は、「景気は全体としては内需主導型により着実な回復局面にあるものの、構造調整に伴う二面性が強くあらわれており、輸出型中小企業、とりわけ輸出型産地、企業城下町等の景況には依然としてほかばかしくないものがあります。また、今後の為替レートの動向いかんでは我が国経済全体に深刻な影響があらわれることも懸念されます。」というように、二、三日前の所信表明で私は聞いたわけでありまして、通産大臣は経済の現状と今後の見通しについて所管大臣としてどういうように見通しをつけておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 今の御質問、特に中小企業を対象にした御質問と思ひますので、そういう

面で景況を眺めてみたいと思ひます。

中小企業の景況につきましては、確かに生産は回復しつつあります。六十二年の十月期から十二月期には対前年同期比で六・六％の増加となっております。また、中小企業の倒産件数も本年二月には八百二十件と落ちついた動きを示しております。円高倒産も鎮静化の方向に向かっているんだという感じでございますけれども、確かに中小企業の景況は総じて回復しつつあるとは言ひますけれども、今のお話のように、やはり二面性というものが強く出ていることも紛れもない事実であります。

それで、昨年十月から十二月期に比べて六十三年の一―三月は悪化を見込む企業の方が多くなっておりますけれども、これは中小企業景況調査でございますが、一―三月期は十一月期に比べて季節的要因というものがあつて、どうしても景況は悪化する傾向がございます。むしろ六十三年の一―三月期の見通しは、六十二年の一―三月期の見通しよりも改善しておることには喜ばしいことと思ひます。しかしながら、二面性という問題で私どもも頭を悩ましております。輸出型中小企業、とりわけ輸出型産地、企業城下町の景況は確かにほかばかしくないものがございます。

ちよつと数字を申しますと、輸出型五十五産地の動向で言いますと、輸出額が六十二年前年比一六・〇％の減であります。マイナスが一六％。生産額が六・四％減であります。それから、六十二年以降の倒産、廃業企業数は千五百七十七でございますから、六十年末の産地組合員企業数が一万五千七百四十一に対して七・四％という倒産、廃業になつております。それから、六十二年末時点の休業企業が千三百二十五でございますから、六十二年末の産地組合員企業数が一万四千五百三十七、この中で九・一％が休業というような状況でございます。

でございますから、円レートも当然しつかりと見きわめながら慎重に対応していかなきやなら

ぬ、これはもう申すまでもございません。

○青木新次君 中小企業庁が一月二十五日に発表いたしました「中小企業景況調査報告書」によると、六十二年の十月から十二月期の中小企業の景況は、輸出は依然低迷を続けているけれども、全体としては回復しつつあり、全産業売り上げのDI、これは御案内のようにデフュージョンインデックスの略で、特に言及のない限り前年同期に比べて増加、好転したとする企業割合から減少、悪化したとする企業割合を差し引いた値でありますけれども、これが十三期ぶりにプラスに転じた。来期、ここの一―三ヶ月期でありますけれども、その見通しは先行きの悪化を予想する企業が多いなどありますけれども、中小企業の景況について、今大臣からも御答弁があつたわけでありまして、ひとつ中小企業庁長官から御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(広海正光君) ただいま大臣から申し上げましたとおり、この中小企業景況調査によりますと、昨年十月―十二月期に比較いたしました、ここの一―三ヶ月期では悪化を見込む企業の方が多くなっているわけでございます。ただ、これは季節的な要因を反映した要素がかなりあるわけでございますが、六十二年の一―三ヶ月期同季節でございますが、一年前の一―三ヶ月期と今度の一―三ヶ月期を比較いたしますと売り上げ、生産その他経常利益も非常に改善はしているという事は言えるわけでございます。したがって、まだ低水準ではございますけれども、全体としては中小企業の分野につきましても景気は回復の方向にあるという事は言えるんだと思われたいわけでございます。

しかしながら、これも先ほど大臣が申し上げましたが、輸出型の中小企業、とりわけ輸出型の産地あるいは企業城下町等におきまして中小企業におきましては、まだ景況ははかばかしくないものがある、こういうことでございます。

○青木新次君 田村通産大臣が、「今後の為替レートの動向いかんでは我が国経済全体に深刻な

影響があらわれることも懸念されます。」と言われまして、ここで聞いておつたわけでありまして、我が国経済における特に輸出型企業にとつての最大の関心は、やっぱり円高問題であると思つております。そして、今後我が国経済が安定成長を続けていくためには為替レートの安定が不可欠な要件だと思つております。しかしながら、為替レートの推移を見ると、六十年九月のプラザ合意当時の一ドル二百四十円、これが急激かつ大幅な円高が進んで、ここの初めには一ドル百二十円近くとなつた。これは、このことで年を越したわけでありまして、ここに来ては百二十円台後半で推移いたしております。きのうは百二十七円ということでありました。

こうした中で、関係主要国の間で為替安定に向けて政策協調がとられてはいるものの、米国の経済構造上、やはり双子の赤字というものを急激に解消することは絶対できぬというように考へていくわけでありまして、今後とも円高基調が続くという事が予想されるとするならば、為替の安定は全く困難ではないだろうか。通産大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田村元君) おっしゃるとおり、我が国の輸出型産地の中小企業は、非常に厳しい状況の中で、円高など内外の厳しい経済環境に対応していくために必死の努力をしております。内需転換あるいはコストダウンの徹底というように頑張っております。

ちよつと数字を申し上げますと、例えば輸出型五十五産地調査によりますと、昨年十二月末時点で製造原価が円高前に比べて六・四％低下しております。また、採算適正レートも、一昨年十二月末に百九十円パドルとする組合が多かつたのでありますが、昨年十二月末には百五十円ないし百六十円パドルそこいらというような組合が大宗を占めるに至つております。ということは、コストの削減が進んできたということでございます。

しかしながら、現実的为替レートとの乖離とい

うものはやっぱり依然として残つておりまして、輸出型産地の中小企業はなお厳しい対応を迫られております。輸出型五十五産地の動向を言いますと、六十二年、前年比輸出額で一六％の減、生産額で六・四％の減、それから六十二年以降の倒産、廃業企業数は千五百五十七、これは六十年末の産地組合員企業数一萬五千七百四十一の七・四％、六十二年末時点の休業企業数が千三百二十五、これは六十二年末の産地組合員企業数一萬四千五百三十七に対して九・一％、こういうことになつております。なお、下請中小企業におきましても、受注量は回復してきておりますものの、受注単価の回復は緩慢でございますので、なお厳しい状況にあります。このような中での一層の円高というものは、これは下請中小企業に対してはもう大変なことになるといふふうに察じております。

年明け以降の為替相場は、各国の強力な協調介入あるいは米国の貿易収支の改善などによりまして、比較的安定した動きをしております。しかしながら、やはり六十年秋以来の円高というものは余りにも急激であり大きなものでございまして、各企業は懸命の経営努力を続けております。とりわけ中小企業、特に輸出依存度の高い地域あるいは業種というところでは、大変厳しい状況下にあります。

産業、経済の安定的な発展のためには、何といたしても為替相場というものが私は基本だと思つております。そのためには各国がより一層政策協調をやつていくということが必要だろつかと思つております。

我が国としても緊急経済対策等で内需拡大に努めてきておりますが、引き続き通貨当局の適時適切な介入を求めなかりませんし、低金利政策の実施はもとより、内需主導型の高目の経済成長の実現によつて為替相場の安定に努力しなければなりません。一方また、構造調整というものに対して手厚くこれを指導していかねばならないと思つております。

他の先進諸国におきましても、為替市場におけ

る協調介入、金融政策の弾力的運用が重要でございまして、とりわけアメリカの財政赤字削減、これがさきにスケジュールを発表しましたけれども、これを確実に実行してもらわないと全世界に大変な迷惑をかけることになる、このように思つております。

いずれにいたしましても全精魂を傾けて中小企業対策をやつていく所存でございます。

○青木新次君 大臣のおっしゃる通りに、為替レートの安定ということが極めて大切であることは、私も全く同じ意見でございます。もう一つの問題として、一ドル百二十円台での安定ということが我が国経済にとつてどうか、いわゆる計画を立てやすいこととはあるかもしれないが、我が国経済のファンダメンタルズを反映して健全な発展を可能とするようなレートであるかどうかの問題です。

通産大臣は、昨年の委員会でも、当時の円レート一ドル百四十円絡みということでは、「輸出型産業、とりわけ関連中小企業、特に下請の中小企業あるいは輸出型の地域産業等にとりまして極めて厳しいものでございまして、常識的に言えば到底耐えられない」ということを再三にわたつておっしゃつておられるわけでありまして、今日の円高百二十円台の為替相場をどのように見ておられるのか。先ほど経企庁長官は比較的安定していると言われましてけれども、百二十円台の安定ということとはどういふことなのか。率直に言つてこれら輸出型の企業が耐えられる円相場はどの程度の水準であるかというのか、現状を踏まえて通産大臣から御答弁をいただきたいと思つております。

○国務大臣(田村元君) 幾らがいいかということではちよつと言えないと思つております。といひますのは、業種業態によりまして違いますから、いわゆる一般論として物を言うことがこの為替レートは非常に難しい。それは経済の二面性で、輸出型の中小企業にとつては円は安いにこしたことはありません。ところが今度は逆に、日本の景気を支えるあるいは反映させる、景況感をよくさせる内需

型産業へのプラスという点からいいますと、円は高いに越したことがない面もあります。円が高くて油が安ければこれはもう景気がよくなる方向へつながっていく、これは当然のこととてございませう。でございますから、一般論としてこれを論ずることはできませんけれども、円高とか原油安のまた効果というものも高く評価しなければならぬ面はございませう、しかし一方において輸出型ということになりまして、これはとてものことじやありませんが百二十円では問題にならないと思ひます。

日本の企業は非常にたくましくございませうから、私が百七十円プラスマイナス十円ということを書いてきた当時比べて、今はもう合理化が進んでそしてコストダウンがうんと進んでおりますから私も驚いておりますけれども、だからといってそれは企業によつては百二十円ぐらいで頑張る企業もあるかもしれませんけれども、やはりそういう面の一般論でいへば私は百二十円はつらからう。でございますから、先ほど企画庁長官が申しましたのは百二十円台、まあ百三十円ちょっと上ぐらいのところ安定した動きになっておる、言ふなれば変化が非常に少なくなつておるという趣旨で申したと思いますが、その意味では確かに安定をしておりますけれども、高値安定では困るということでございます。しかし、一概に言えないつらさもございませう、これは業種態によつての判断であると思ひます。

○青木新次君 あのころ、「ジャパン・アズ・ナンバード」の著者で知られるボーゲル・ハーバード大学教授がこう言つてゐるんです。後世の歴史家は、アメリカが債務国に転落し日本が最大の債権国になった年として一九八五年を記録することになるだろうということを明記されております。ことは日本の中小企業にとつてその生死をかけた闘いの始まりの年でもある。大幅な円高等によつて企業の存続そのものが危ぶまれるという厳しい状況の中で、みずからの存在と発展のため製品の高付加価値化とそれから事業の多角化、他の

業種への転換等を余儀なくされてゐるのが中小企業の実情であると思はれるのであります。

産業構造の転換過程で、不可避的に生ずる雇用のミスマッチを緩和してきた中小企業の歴史的な位置づけが今変わろうと思はれるのであります。ありますけれども、こういう点について、大臣、中小企業政策の何といひますか、哲学といひますか、あるべき姿といひますか、そういったものについてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 中小企業というのは、各国によつて姿は変わらうかと思ひますが、我が国においては産業の中心であります。極端に申せば、我が国では中小企業というものがすなわち産業であると言つても過言でないと思ひます。事業所数で全体の九九・四〇、従業員数で八一・四〇でございますから、大企業がどれだけ逆立ちしたつて歯が立たないわけでありませう。しかも、中小企業の景気、不景気というものが我が国の経済を左右しているわけでございます。つまり、中小企業対策の万全なくして経済・産業政策の万全はあり得ない、私はそのように思つております。

通商産業大臣というのは、大きく中小企業担当大臣というカラーを持つておるわけでございます。でございますから、二人の政務次官のうち一人を中小企業担当の専門に特命してあるわけでございます。

そういうふうな考えまして、今後も中小企業対策をしっかりとやっていかなければならぬことが、ただ、ここで申し上げなければならぬことは、中小企業はもはや従来のおた的な感覚ではもう生きていけないということでございます。でございますから、体質的にも強くなつてもらなければならぬが、同時に、今御審議を願つておるような異分野の融合というやうな問題とか、いろんな生き抜くためのノウハウというものをこれから見出して、そしてたくましくなつていかなければならぬ。そのために政府がうんとそれに対して御協力を申し上げなくちゃならぬ、このように考えております。

ちよつと御質問が非常に大きな御質問でございましたので、私もちよつと答弁に戸惑つた面はございますけれども、あえて哲学的なことといふこととでございますならば、そういうふうな考えております。

○青木新次君 そういう御答弁で結構です。中小企業は我が国産業のかねめであるという立場に立つて、中小企業がやはり発展することが我が国産業の支えであり、しかも、ある意味ではやつぱり行政的に考えても産業民主化のかねめであると考えてやつていただきたいということでありまして、そのためには中小企業対策費は一般会計と産業投資特別会計とを合せて前年度比〇・二%増というわずかな増加となつたわけですが、これは、私は前に建設委員長をやつたわけでありませう、建設関係、特に一般公共事業投資等の関係については二〇%余の増加を昨年とことしてはしているわけですが、もちろん、N.T.T.の株の売却益を使つたとか、地方においても公共事業をふやしたとかいろんなことはあります。あつたにいたしまして、トータル的な数字から言ふならばそのようになつてゐるということでありまして、〇・二%増ということとは、ふえないよりはいいけれども、わずかな増加となつたのであります。中小企業の窮状と比べるとその増加額の伸びが少ないのではないかと疑問を抱かざるを得ないのであります。それだけ中小企業は厳しい状態を打開するためにしよといふ努力を重ねてゐるということでありませう、大臣はこの点についてどう考えているのか、御所見を伺いたいと思ひます。

さらに来年度予算に占める中小企業対策費をこれで十分とお考えになつていらつしやるのかどうか。今後の中小企業対策の中長期的ビジョンについて、先ほどの質問とあわせて私は整合性のある御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(田村元君) 実は、中小企業予算といふのは年々減つておつたわけでございませう。私は大変運のいい幸せな通産大臣でございまして、まあ貿易面、通産面ではひどい目に遭ひましたけれども、予算面では非常に幸せであつた。といひますのは、私が着任してそれから編成した予算、つまり昭和六十二年予算から下げどまりまして、そうしてわずかでもプラスになりました。六十三年度予算案もわずかではございますけれどもプラスといふことになつて、わずかではあります向上きの姿になりました。

実は中小企業予算といひますのはちよつと公共事業なんかとは違ひまして、予算そのもののだけで、金額だけで判断できない面がございませう。六十三年度の中小企業対策予算の総額は、一般会計と産投特別会計の合計で二千二百八十九億円でございませう。おつしやると対前年比〇・二%増でございますが、これは今の中小企業対策としてもちろん十分とは言えないかもしれませんが、まあまあこれで対応できるんじゃないやなからうかと私は思ひますのは、中小企業が今一番欲しがつておりますのは何かといへば金繰りなんです。金繰りに一番頭を悩ましておるわけでございますが、この金繰りの面では政府系の中小企業金融機関による融資だけで見ましても、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、おおよそ二十兆円の融資枠を動かしておるわけでございませう。これは大きいものだと思う。二十兆円でございませう。それ以外に都市銀行もございませう。これはもつともと大きいと思ひますが、政府系の金融機関でもそれだけを確保しておりますので、中小企業対策としてはこれで難局を乗り越えていけるであらう。

特に、御承知のように今内需が非常に伸びておりますから、恐らく六十二年度の景気は大変なことでございませう。六十三年度も何か経済学者に言わせると、経済学者の中には神武景気を上回るんじゃないかなんと大げさなことを言う人もおりますけれども、でございますから、消費経済が非常に盛んになります。しかも、構造転換で内需の方向へ手を出していくことであらば、非常に絶好のチャンスといふことにもなりませう。まあこういう対策でいけるんじゃないやなからうか

というふうな中小企業は私に対して自信を持つ
た言い方をいたしております。

○青木新次君 政府は、急激な円高に中小企業が
対処できるよう二つの円高対策立法を設定して今
日に至っているのではありませんか。

昭和六十一年二月のいわゆる新事業転換法、特
定中小企業者事業転換対策等臨時措置法と、やは
り六十一年十二月の新地下町法、特定地域中小企
業対策臨時措置法がそれであり、前者は業
種を中心とした緊急避難的な円高対策法であつ
て、後者は特定地域を中心とした積極的な円高対策
法であります。これら二法の実施状況について
具体的に伺いたいと思つております。例えば利
用中小企業者数と貸付融資実績及び融資規模等
について、ひとつ今大臣がおっしゃいました政府系
三行で二十兆円という数字については確かに私は
相当多いと思ひますけれども、内容的にどうだ
ろうかという点が懸念されますものから、そ
のことについて御答弁をお伺いしたいと思ひ
ます。

○政府委員(広海正光君) 新転換法と特定地域法
の実施状況でございますけれども、制定以来こと
し一月末までの実績でございますけれども、新転
換法に基づきます認定の件数は二万三千六百四件
でございます。それに対して低利融資を行つ
ているわけでございますけれども、実績は四千五
百六十億円で、こういうことになっております。
また、特定地域法の実績でございますが、これも
やはり適応計画というものを承認を受ける
必要があるわけでございますけれども、その件
数が、制定以来ことし一月末までの実績でござ
いますけれども、七千三百二十件、それだこれに
対しましても低利融資を行つてゐるわけでござ
います。その実績が千二百億円で、このようにな
つております。

それからこの二十兆円、政府関係中小企業の融
資機関の融資残高でございますが、大臣申し上げ
ましたようにございます。その条件でございま
すけれども、大部分は大企業の最優遇金利、いわ

ゆる長期プライムレートでございますけれども、
それ並みの金利で貸し付けているわけでございま
すが、全部が全部それじやございませんで、今申
し上げましたような政策融資だとか、あるいは特
別に支援しなければならぬような融資につ
きましては、長期プライムレートよりさらに低い金
利で貸し付けをしてゐるというのが状況でござ
います。例えば今申し上げました新転換法に基づ
きます低利融資につきましては四・〇五%、それ
から特定地域法に基づきます低利融資につきま
しては、一番安いのが三・五%というような金利で
貸しております。

今、二十兆円の中に特定地域法に基づきます低
利融資も含まれてゐるようなことをちよつと今そ
ういうニュアンスで申し上げましたが、これはま
た別な制度で融資をしておりまして、二十兆円の
中には入っておりません。

○青木新次君 円高による中小企業の景況は、円
高メリットの広がりや個人消費の拡大、さつき大
臣がおっしゃつたわけでありますが、そのために
景況が回復基調にある、これは経企庁長官もおつ
しやいました。しかし、中小企業の景況は、悪化
の度合いは弱まってきたものの地域や業種による
跛行性が非常に目立つるなど、中小製造業を中心
に依然低迷し、あるいはまた停滞傾向を示し、輸
出型産地や企業城下町等ではなお厳しい状況が続
いてゐるということだと思つております。

こうした中で昨年、六十二年一月から十二月の
倒産の推移とその特徴を見ると、件数で昨年は
一万二千六百五十五件、昭和五十一年の数字を見
ると一万五千六百三十八件に次ぐ二番目だと言わ
れてゐるわけであります。負債額が二兆五百四十
六億円で、昭和五十四年の二兆一千九百八十八億
に次ぐところの十二番目の記録である。これは帝国
データバンクの調べであります。こうした倒産
状況に加えて、この輸出型産地の中小企業を中心
としたいわゆる転業、休業、廃業の動向にも変化
が生じてゐるわけであります。通産省、中小企
業庁はこの理由をどうお考えになつてゐるか、御

答弁いただきたいと思います。

○政府委員(広海正光君) 倒産件数につきまして
は、今先生から御指摘ございましたように六十二
年で一万二千六百五十七件ということでございます。
この水準自体が高いか低いかわからない問題が
ございまして、少なくとも最近について申し
上げますと、五十九年の二万七千七百七十三件をピー
クにいたしましたつと減つてまいりまして、そ
れで六十二年には一万二千六百五十七件と、こ
ういう水準になつてゐるわけでございます。

今申し上げましたように、倒産自体は非常に
減つてはゐるということが言えると思つてござ
いますけれども、これも御指摘ございましたよう
に、倒産とは別に転業、休業、廃業というのが非
常にふえてゐるというように民間の信用調
査機関の調べでございますけれども出ておりま
す。

この倒産がずっと減つてゐる理由でございま
すけれども、一つには非常に金融が緩和してゐる。
したがひまして、業績が悪くても金繰りがつくと
いうことで一つには倒産が減つてゐるんじゃない
か。それからまた、全体的な内需拡大ということ
で、経済情勢もひとつに比較いたしますとかな
り好転してきてゐるといったような人間的な事情
が反映して、倒産という形での企業の崩壊はかな
り少なくなつてきてゐるんじゃないか。しかし、
転業、休業あるいは休業というものが他方において非常
にあるということにつきましてはそのとおりで
ございまして、これはやはり基本的には現下の厳し
い経済情勢というものを反映した結果、仕事を続
けていけぬ倒産に至る、その前に転業、休業ある
いは廃業をしてしまつと、こういう動きが出て
ゐるのではないかと、このように考えております。

○青木新次君 今の御答弁を聞きまして、いろ
ろと輸出型の下請中小企業が非常に厳しい、特に
厳しいといふことは、転業、休業、廃業が倒産の
前に行われてゐると今の御答弁を聞いたわけであ
りますが、これは産業構造調整といふんですか、こ
れがいわゆる非常にスピードが足取り速く行われ

てゐる。これについていけない。どうしても大企
業の場合においては、全体として輸出の関係がシ
ビアであるならば、やはり一緒に下請関連の中小
企業もその負担をしょえといふことをどうしても
言わざるを得ない情勢というものが各所に見られ
てゐるわけであります。そのこと自体について
は現状としては理解はするけれども、やっぱりこ
のことについては我々は中小企業を守るという立
場から考えても何らかの対策を講ずる必要がある
わけでありまして。

その意味で、転業、休業、廃業がふえてゐる、
倒産件数は減つてゐるということであつたにして
も、さらに倒産件数が増加する傾向がござ
しあたりから出てくるんじゃないだろうか。もう
これ以上経費の削減はできない、転業も廃業も休
業もできないんだということになれば、これはも
う倒産の道を選ぶしかない、お手を上げてしま
うということになるわけであります。その点に
ついて中小企業庁はどう考えていますか。

○政府委員(広海正光君) 倒産が減つてはいて
も、休業、廃業あるいは転業する中小企業が非常
にあるといふことは、やはり厳密に受けとめねば
ならぬ事実だと思ひます。これも先生御指摘のと
おりでございまして、やはり構造転換を迫
る状況が非常に厳しい、環境が非常に急速に変
わつてきてゐる、それについていけない、こ
ういふ基本的な事情もあるかと思ひます。したが
ひまして、金繰りがつかなくなりまして倒産とい
う形でもたふえてくるということも懸念されるこ
ろでございまして。

したがひまして、中小企業庁といたしまして
は、環境の非常な急激な変化に中小企業が円滑に
対応できるようにいろいろな対策をとつてきたわけ
でございまして、これからはしっかりとやりや
つていかなければならない、このように考えてお
ります。

○青木新次君 私は、中小企業にとって円高の進
展が輸出型、下請型企業へ及ぼした影響ははかり
知れないと思つておりますが、工業製品の輸出

は円ベースで見ると減少傾向が続いて、中小企業性業種製品の輸出金額にも減少傾向が続いているのであります。こうした事態を開拓するために輸出型、下請型企業は海外進出を図ったり、あるいは計画中の企業も非常に多いのであります。

そこで、中小企業の海外投資の現状について、業種別件数、地域別、直接投資額についてお伺いすることが第一点。

それから、中小企業の海外進出や現地生産化といった現象は今後一層増加すると思われるんですね。しかし、大企業に比べて一般に海外活動のための情報収集能力の欠如、人材不足、資金不足などの問題を抱えているのが現状であります。中小企業庁の国際化実態調査、八六年二月にやっているわけですが、これによると、撤退企業の原因として、パートナーの選定ミスによるトラブルの発生、あるいはまた販路開拓の失敗、現地の環境に関する事前情報の誤りといったような、現地の生の情報を入手して分析することの困難さから生ずる事前準備というか直前準備というのか、こういうことが実は指摘されているのであります。通産省、中小企業庁の対応策及び現状の制度の実績について、例えば海外投資アドバイザー事業なんかについてやっておりますというところも聞いておりますので、お伺いしたい。

それから、こうした中小企業の海外進出促進策を利用できるのかということについて、一部の上層中小企業や特定分野での専門技術を持った海外進出可能な企業に限定されるのではないかと、また中小企業の中でも二極化現象が生じているのではないのかという、つまり国内中小企業の中層部分といえますか、これが転廃業を強制させられる、こういう不安の声が上がっているのが現状であります。この点について中小企業庁はどういうようにお考えになつておられるか。

以上の答弁を求めて私の質問を終わります。

○政府委員（広海正光君） ただいまいろいろな観点からの御質問があつたわけですが、まず一点目の中小企業の海外進出の現状につきま

てお答えを申し上げたいと思います。

統計の關係上、今手元にございますのは昭和六十一年のデータが最新でございますけれども、六十年から六十一年にかけまして中小企業の海外投資件数は非常にふえておりまして、前年比八八%ふえて五百九十九件、金額で申し上げますと、前年比二〇〇%、つまり倍でございますが、六・三億ドル、このようになっております。

業種別に申し上げますと、件数で申し上げますが、五百九十九件のうち製造業が四六・六%、半分弱でございますけれども、二百七十九件ということになっておりまして、その中では圧倒的に機械関係が多々ございます。百三十一件、こういうことになっております。あと製造業以外では商業も相当ございまして、これが百三十九件、二三・二%ということになっております。

それから地域別には、北米が四四・二%で二百六十五件、それとほぼ同じぐらいがアジアでございます。二百五十八件ということで、北米とアジアで九割近くの投資が行われているというのが現状でございます。

それから次に、中小企業の海外進出を支援するための中小企業庁といたしましての対策でございますけれども、これは六十一年から実はいろいろな対策を講じていただいております。

一つには、中小企業事業団によりまして海外投資アドバイザー、現地に投資する場合にどうしたらいいかということにつきましていろいろとアドバイザー制度を拡充いたしました海外投資アドバイザー制度というのが一つございます。それから中小企業事業団あるいは商工会議所あるいはジェトロを通じて、海外投資をしたい中小企業者に対しましていろいろな投資関連の情報、現地情報も含めまして情報の提供の拡充を行っております。それからまた、人材不足に対しましていろいろな研修制度、これは中小企業事業団が中心になっておりますけれども、いろいろな研修制度、それから資金的な助成をするということで低利融資制度、さらにはまた今国会で御審議をいただきます信用保険

法等の改正法案の中で海外投資関係保険の創設もしたいということで御提案を申し上げている次第でございます。

それから最後でございますけれども、海外投資できる中小企業はやはり限られているんじゃないか、それもできなくて転廃業あるいは休業、倒産ということを含めなくされる中小企業者がたくさんいるんじゃないか、それに対してどうするんだ、こういう御質問でございますけれども、これは私も私としましては、今までの答弁のやや繰り返しもございまして、一つにはやはり円高構造転換対策というものをやっていく必要があるということ、従来から新転換法あるいは新地域法に基づきますいろいろな対策をやってきたのございまして、さらに今国会で御審議をお願いしております。

いしてあります。融合化に関する法案、これもやはり円高構造転換対策の一貫として位置づけていきたい、このように考えているわけでございます。

それから、大きくは第二点目でございますけれども、円高構造転換という目的を限定した対策とは別に、やはり中小企業一般は経営基盤が脆弱でございますし、経営資源も乏しいということで、経営基盤の一般的な充実を図ろうということで、これはかねてからいろいろな対策をとつてきておりますけれども、やはりその面につきましても格段の拡充を図っていく必要があるということで、例えば金融あるいは信用保険制度の拡充とか、それから人材の教育あるいは技術や情報化の対応策といったようなところを充実しております。この信用保険制度につきましては、先ほど申し上げましたように、関係の法案も提出している次第でございます。

それから第三番目に、中小企業の中でも特に小規模な企業者に対する対策でございますけれども、いわゆる小規模企業対策でございますが、これは今申し上げました円高構造転換対策あるいは経営基盤対策、すべて利用ができるわけでございますけれども、さらに上乗せの対策が必要だということ、経営指導あるいは金融面、税制面、い

ろんな点におきまして、上乗せのいろいろな小規模企業向けの対策もまた講じているということでございます。

○梶原敬義君 最初に、愛媛県の伊方町でたしか昨年十月十九日から二十一日、本年二月十二日だったと思うんですが、四国電力の伊方原発二号機での出力調整試験を行ってきまして、何のたためにやったのか、そしてその内容、その結果を最初に報告していただきたいと思ひます。

○政府委員（達坂国一君） 四国電力伊方発電所二号炉につきまして、出力調整試験運転を実施した件につきまして御説明申し上げます。

出力調整試験と申しますのは、現在原子力発電所は供給力の中核として開発し運転されているわけでございますが、将来電気の需要とそれから供給力との関係から原子力のウェイトが高くなりまして、原子力の方で出力を調整する必要があるのではないか、こういうことで、そのためのいろいろな諸データを取得、こういう目的で試験をしていくものでございます。

試験ということになっておりますが、実際やっておりますのは、一〇〇%の出力の原子炉を三時間かけて五〇%に下げまして、六時間継続し、さらに三時間で一〇〇%に戻す、こういう操作でございます。制御のやり方といたしましては通常の操作と何ら変わらないものでございます。

この試験につきましては、昨年の十月から前後五回実施してございまして、それに加えて、先般問題になりました、二月十二日に第二回の試験を実施したという経過でございます。

この問題につきましては、安全上の問題は私どもは何らないということで考えておりましたし、事前に解析をいたしまして、その電算機解析とどういふ相違があるかというようなことを調べたわけでございますが、こういうふうな経過をたどりまして、何ら問題はないということでございます。

安全の問題として、安全というより技術的な問

題でございますが、考えられますのは、今の安全

審査の範囲内での操作でございますから、もともと問題に起らないわけでございますが、運転する場合に、出力の上げ方を早くいたしますと燃料中のベレットときやとの間に応力が働く、こういう問題がありまして通常はゆっくり立ち上げています。数字で申し上げますと、安全審査で考えておりますのは五パー分ぐらいでございます。今実施したのは〇・二八パー分、二十分の一ぐらいのスピードだと思ひますが、それで、一般の場合にはさらにその下げたぐらゐゆっくり立ち上げる、こういうことでございますので、その間で若干通常の運転よりも速いという問題がありますので、燃料に無理がくるかもしれない、こういうことが一つの技術的な問題としてあるわけでございますが、この問題、炉水レベルその他で判断いたしましたけれども、こういうことで安全に実施された、こういう経過でございます。

○梶原敬義君 原発の先進国であるアメリカでは、このような非常に危険性を伴う実験というのはやっていないと聞いておりますが、その点はいかがですか。

それから、チェルノブイリの事故については、これは百万キロワット出力の能力を持ったものを六万キロワットに下げて、それを三十万キロワットの出力に持つていこうとして核反応事故を起こしたと聞いておるわけですが、こういうような実験を短時間に繰り返すようなことをするということは学者によりますと相当危険だと、こう言っている人もおるんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(達坂国一君) まず一点、アメリカでそういう実験をやっていないではないかと、こういうお話でございますが、むしろアメリカ、フランス各国ともこういうものを日常的に行つており、一〇〇%から負荷のない深夜には五〇%に下げるといふ運転を日常的にやっているのでございまして、試験すら実施してないということは誤りでございます。日常的にやっていると

でございます。

それから、チェルノブイリとはこれは全く違う現象でございます。チェルノブイリの事故は炉の特性が非常に脆弱であるという問題に加えまして、運転員が規則違反その他たぐさんの操作の誤りをいたしました結果でございます。

チェルノブイリの炉は、専門用語で申しますと低出力のときに変化を与えますと、ボイドなどを発生させますと出力が逆に上がる、中性子の数がふえる、プラスの反応度の性質を持つております。日本での軽水炉などはそれは逆でございます。ボイドあるいは泡ができますと逆に出力が下がる、こういう特性のものでございます。これを私も自己制御性と言つておりますが、西側の諸国、西側の諸国の発電炉にはソビエトのような炉はございません。

そういう意味で、非常に炉の特性が不安定でございます。まして危険なものであります。ですから、それを注意しながら運転しなければならぬという炉でございますが、運転員はその炉の特性を十分に認識しなかつたんだと思ひますが、安全系を切つたり、あるいは当然後で気がついて入れたんですけれども、制御棒の操作が遅かつたというところを抜いておいたというやうな操作のミスをやつておるわけでございます。チェルノブイリと今回のものを混同するというのは明らかな間違いでございます。

私ども、そういう点は誤解のないやうにということでも何度もお話しているわけでございますが、まだそういう若干の誤りがございます点については非常に残念に思つております。

○梶原敬義君 それでは、軽水炉の関係で、アメリカ、フランスでも日常的にやつていふと、その同じ形の炉の実験の状況を、きょうはもう時間がございませんから、後で出してくださいませうか。

○政府委員(達坂国一君) はい、整理いたしました先生にお届けいたします。

○梶原敬義君 同じ条件で同じやうな、四国の伊方と同じやうな内容のもの。

○政府委員(達坂国一君) フランス及びアメリカで日常的に行つてゐる例というのは加圧水型がほとんどでございますので、同じやうな条件ということになります。

○梶原敬義君 次に、経済企画庁長官にお尋ねしますけれども、円高差益の国民への還元状況について非常に進んだ面と非常におくれた面と、NHKの指摘にもございましたが、この点についてトータルで円高差益の還元というのはどのくらい一体なされておるか、おくれしておる部門はどうか、このところなのか、これについてお尋ねをしたいと思ふのです。

○國務大臣(中尾栄一君) 全般にわたつて広い御質問でございますから、その高低の度合いの具体的なことなどに至りましては政府委員に答えさせていただきますけれども、概略、還元状況はどうか、こう聞かれますと、私どもは、円高差益の還元につきましては、一昨年の累次にわたる対策等におきましてまずもつて三度にわたる電気・ガス料金の引き下げなども実施してまいりましたし、これらの還元策などを通じて円高等のメリットはおおむね順調に物価に反映されつつあるものと考えている次第でございます。

ちなみに、当庁の試算で我々が考えておりますのは、全体の経済から見ました円高差益の還元率は六九・六%すなわち七割くらい、昨年の十二月までの累計でございますが、七割という判断に立つております。

○政府委員(富金原俊二君) 若干補足をさせていただきますが、先生御指摘の、どういふところが進んでいて、どういふところがおくれているかというのを的確に御説明することはなかなか難しいのでございますけれども、よく議論されますのは、これは厳密な意味での差益還元ということについてはいろいろ中でも議論がございしますが、例えば国際航空運賃の方向別格差の問題が、これは運輸省の方でもいろいろ御努力をいた

だいて累次是正はしてきておるわけでございますけれども、まだ格差が相当残つてゐるではないかという御指摘をいただいております。私どもとしてもこの格差是正は引き続き進めていく必要があるんではないかと考えているわけでござい

似たやうな問題で、やはり国際電信電話料金のやうな問題でも格差というものが出てきておりまして、これも努力をしていく必要がある分野ではないかと考えております。

よくこのほかに議論されますものとしては、例えばプロパンガスの価格が少しまだ引き下げの余地があるんではないか。この点につきましては、通産省の方でも御指導をいただいて価格の引き下げが進むやうにいろいろ話をいただいております。わけでございますが、基本的には認可料金という形でございまして、指導という形で努力を続けていただいているというやうなことでございます。

比較的進んでいる分野はどうかということでございますが、一般的に申しまして規制が比較的に多いといひますか、競争が非常に激しい分野では、例えば国内の価格と海外に差ができますと当然輸入が非常にふえてまいります。その輸入がふえるという形を通して国内の価格も激しい競争の中で下がつていくという面がございまして、特に最近で考えてみますと、ガソリンとか灯油とかそういったものはかなり値下がりをしてゐるわけでございまして、また魚なんかで見ても、輸入品の価格動向調査等で見ても例へばエビなどは相当値下がりしてゐるというやうなことで、ものによりましてそれぞれ差がございするけれども、全体的に申しますと、先ほど大臣がお答えをいたしましたやうに、総合的に見れば順調に差益還元が進んでゐるんではないかというやうに判断をしておるわけでございます。

○梶原敬義君 大事なもののについては、僕はもうちよつと触れていただきたいと思ふんですけれども、それは小麦ですね。僕も決算委員会、去年も

商工委員会でも言ったと思うんだけど、小麦の円高差益というのは千八百億ぐらいあるんだそうですね。これは食糧会計との関係があつてやらない、こう言っているようなんだけど、しかし明らかに国民から見ますとおかしいじゃないかとよく指摘されるんですよ。また、肉の問題もありまうけれども、特に小麦の問題と食糧関係とみても一緒にするような処理の仕方についてはおかしいと思うんです。これは国民の立場に立つて、この点についてはどのように対処するか、長官の御意見を聞きたいと思つてます。

それから、タクシーの料金とか、要するに非常に円高で燃料費が安くなつて、しかも石油自体がやつぱりだぶつて安くなつておる、こういう状況なんですね。この点については確かに地方のタクシー会社というのはもう車が過剰で経営が非常に厳しいんですよ。賃金もまともに食える賃金が払えるような状況ではない。しかしタクシー会社によつては非常に内容のいいところもあるわけなんです。だから、一律に指導はできないかもわからぬけれども、一体そういうものについてはどう考えるのか。

○政府委員(富原俊二君) 先生御指摘の、小麦の価格とかあるいは食肉の問題でございますけれども、いわゆる円高差益というものの定義の問題になるわけですが、海外から円高によつて安く入つてきた部分の差益というふうに限定して考えますと、それについては農水省なんかとも話し合ひをしまして、いわゆる円高によつて発生した差益は少なくとも売り渡し価格を下げてもらうということと話し合ひをいたしまして、昨年も小麦の価格を一応引き下げてもらつたわけですが、いま少し、それから食肉、牛肉なんかにつきましても、いわゆる差益、円高によつて生じた部分は少なくとも出してもらうということで話し合ひしてゐるわけですが、

ところが、実際にそういう形で価格を下げたわけですが、どうも一般の消費者の立場から見ますと、例えばパンの値段が下らないじや

ないかというふうな話になるわけですが、これについても結局、食パンの中で小麦の原料のウェートというのがそれほど多くないという実態もございます。そこで、全般的に引き下げは一円、二円というふうなことではなかなか難しいものですから、先般も山崎パンなどでは、特別に一般に売られてゐるパンについては五円ばかり下げるといふようなことで、種類を定めて下げるようなこともしてゐるわけですが、基本的な消費者の感じにいたしましては、やはり制度、仕組みがあるために、本来もう少し下がつてほしい、あるいは下げてほしいんではないかというほど下がつていないんじゃないかという御不満がございます。

これは先生も御承知のとおり、基本的には国内の農業政策との関連で、ある程度構造改善を進めながらやりませんと、消費者価格を急激に下げたしまうということになります。今度は生産者の方から困るという問題があるものでございますから、いわゆる内外価格差の問題としては、若干時間ばかりですけれども、取り組んでいかなければいけない問題ではないかというふうに考えているわけですが、

それからタクシーの料金の問題でございますけれども、確かにタクシーについても差益は燃料費が安くなるという形では出てゐるわけですが、タクシー料金の中で占める人件費の割合というのが非常に高いものでございまして、今のところタクシーの料金の値上げ申請は来ておりませんけれども、全体として見ますと、価格を下げるというよりは料金の値上げの申請がおくれるという形で価格が変わらないというふうな実態になつてゐるというふうに理解をしてゐるわけですが、

○国務大臣(中尾栄一君) 委員御指摘のとおり、私も政治家でございまして、どうしても一般大衆その他と接点を数多く持つわけですが、そういう中から感ずる何と云つても、皮膚感覚的に感ずるものとして、御指摘のとおり、

り、余り実感としてそのまま還元されてゐるようには思えないではないかという御指摘はよくわかるわけですが、

しかし、政府といたしましては、円高等のメリットはおおむね、私がさつき申し上げましたように、順調には反映しつつあると、この判断をしてゐるわけですが、原材料費等の低下を通ずる円高効果というものは、薄く、ある程度タイムラグ——タイムラグといふのも二ないし二・四半期半ぐらいのタイムラグだと思つてゐるんですが、これをもちつてあらわれてくるという状況でございまして、先ほど政府委員も答弁しましたように、内外価格差の問題もあるということから、消費者にとつては必ずしも満足してゐるような円高メリットの効果が実感されてゐないといふことは私自身も認識せざるを得ません。

いづれにしましても、政府としましては為替レートとの動向等を踏まえまして、公共料金につきましては差益の的確な反映をまず図ることが第一である。先ほどの小麦、タクシー等の問題なども、そういう点においては早速ながら、また私もよく細かいことまではわかりませんが、また私もよくやつてみたいと思つてゐるわけですが、

必要に応じた輸入消費価格の動向調査の実施、あるいはまた公表、あるいはアメリカ市場に対するPR、またアメリカ市場に対して日本がどういうものを必要としてゐるかというこれまたPRなど、情報提供などを行ひまして円高のメリットの一層の浸透に努めてまいりたい、こう考えております。

結論としましては、時間のかかる問題ではございます。しかし経済構造の調整あるいは規制、今までの慣行、こういうようなものを見直しまして、輸入の拡大等を通じて内外価格差の縮小にこれ努めていきたい、このように考えておりますので、よろしくその点御判断願ひたいと思ひます。

○梶原敬義君 航空運賃の問題、あるいは小麦の問題、そういう問題まだ幾つかその他にたくさん

ありますが、議論するつもりはないですから、具体的にぜひ対応していただきたいと思ふんです。小麦の問題については、内外価格差の問題、政府委員の答弁ではその関係もあると言つてくれども、それはちよつと違つてゐるわけであつて、小麦は食糧会計に入れて、そして国内産の小麦も一緒にして、そして売り出しているわけですが、だから輸入小麦の価格は別な価格があつて、そして国内産の小麦の価格も別な価格があつて、その価格差の問題とかという問題じゃない。だから、千八百億円近くの貿易収支の要するに円高メリットが、黒字が出てゐるわけですから、その部分を一体、千八百億全部返さぬにしても一億とかそこら返らうとすると還元するのは当然でしょう。そんな議論というのは成り立たない。ただ、農林省のやつぱり判断と国民全体の判断とのずれ、それに対して経済企画庁はどう考えるかの問題だと思ふんです。もう答弁は要りませんから、次に行きます。

第百十二回国会における田村通産大臣の所信表明演説と中尾経済企画庁長官のあいさつを読みました。その中で共通して東京一極集中のことが取り上げられております。通産大臣は、中央と地方の経済格差が再び拡大しつつあることを指摘してあります。経済企画庁長官は、同時に第四次全国総合開発計画で示された多極分散型の国土形成を實現していくということをうたい上げておられるわけです。私は、この問題が今最大の課題になつてゐると思ふんです。

これは「中央公論」の六十三年二月号に、茂木敏充という人が、これはマッキンゼー社の上級コンサルタントマネジャーをやつてゐる人なんです、「都会の不満 地方の不安」同時解決の方策と新政権の政策大系を探る」ということで書いてあります。これは何回か読んでみたんですが、「同じ日本の中に、首都圏「先進国」と地方「後進国」という、外国ほどにも違ふ二つの地域社会が生まされた。その不均衡は対外貿易不均衡以上に大きい」と、こう指摘してゐるのと述べられておる

わけです。

私も地方におりまして、非常に敏感にとらえて
いることがよくわかるんです。問題は、これから
政府の機能を移すとか、あるいは国会の機能を移
すとか、いろんな議論があると思うんだけど、
も、一番問題になるのはこの首都圏から非常に遠
い地域ですね。例えば九州とか北海道とか、飛行
機の運賃も片道二万五千円以上、往復五万円もか
かるような地域、道路で走ってもあるいは新幹線
で行っても、あるいは新幹線のないところは在来
線ですが、非常に時間がかかる、そういう非常に
首都圏あるいは三大都市圏から離れた遠い地域の
県ですね、地方ですね。ここが特に急にまた最近
は厳しい状況に立ち至っておるわけですね。した
がつて、一体どういう状況になっているかという
のを認識してもらうために今から少しお聞きを
しまして、あと企画庁長官や通産大臣の方に答弁
をしていただきたいと思います。

まず一つは、人、物、金がなぜまたこのとこ
ろ急に東京一極集中の形にずつと出てきたのか、
それを一体どう見ているか、それが一つですね。
それから国土庁、おいでと思ひますが、各県の
市町村における過疎の状況をお尋ねいたします。
特に私が言いました首都圏から離れたところが大
変悪い結果になっておりますから、私の地元の大
分県も非常に悪いんですが、そのワーストテンぐ
らいを国土庁の方からまず発表していただき、過
疎率、人口減少率も発表していただきたいと思います。
この二つを先にお尋ねします。

○説明員(広瀬経之) 過疎地域の現況でござい
ますが、まず都道府県内の過疎市町村数の割合の
大きなところから申し上げますと、鹿児島県が七
六%、これを筆頭にいたしまして、以下大分、北
海道、島根、高知、宮崎、愛媛、広島、熊本、徳
島、こういう順の道県になっております。

それから二点目の、県ごとの人口減少率を昭和
三十五年から六十年までの二十五年度で見ます
と、一番大きなところが島根県でございまして一
〇・六%の減少でございまして、以下長崎、鹿児島、

佐賀、秋田、山形、高知、徳島、岩手、熊本と、
こういう県の順になっておるわけでございます。
以上でございます。

○梶原敬義君 私、地元の大分県知事は一村一品
を今一生懸命唱えている。それから北海道の横路
知事も一生懸命頑張っている。熊本の細川知事も
頑張っている。そして竹下総理は「ふるさと創生
論」を言っている。それぞれなぜそういうことを
言っているかというのは、悪い地域におるから皆
そう言っているわけですね。

大分県知事は今こう言っているんですよ。地方
の時代はもう終わった、今や試験の時代だと、こ
う言っているんです。そうしたら、今度熊本の知
事はどう言っているかという、地方試験の時代
はもう終わった、今や地方反乱の時代だと、こう
言っているんです。竹下総理に聞いてみたいと思
うんですが、何と言うかね。

いずれにしても、非常に人口の減少あるいは過
疎が進んでいるのはやっぱり便利の悪いところな
んですよ。非常に交通の便も悪いし、地形上も悪
い、そういうところがどんどん厳しい状況になっ
ている。だから、私はやっぱり今度の多極分散型
国土の形成あるいは国土の均衡ある発展というも
のを考えた場合に、やはり首都圏あるいは三大都
市から遠く離れたこういうところに徹底した力を
入れる、重点をかけていく必要があると思うん
です。

雇用の問題で申しますと、有効求人倍率という
のを見てみますと、九州の場合が昭和六十年は
何と〇・三五、六十一年度も〇・三五、六十二
年が〇・四〇ですね。それから北海道の場合は、六
十年が〇・三九、六十一年度が〇・四〇、六十二
年が〇・四四。一番いいのは東海なんです、六十
年が〇・二七、六十一年度が〇・九〇、六十二年
が〇・七九、六十二年が〇・九二なんです。これ
を見てわかりますように、やはり四国、九州と北
海道がずっと厳しい状況になっておる。
それから、毎勤統計によります都道府県の産業

大分県別常用雇用労働者一人平均の月間給与額を
見ますと、東京が昭和五十七年が三十四万九千八
百十九円、六十一年度が四十五万五千七百一十一円。これ
は我が大分県で見ますと、五十七年度が二十四万三
千九百六十七円、六十一年度が二十五万八千八百七
十五円。宮崎や鹿児島にいきますともっと悪いん
です。鹿児島では五十七年度が二十一万六千二百二
十六円、六十一年度が二十四万七千四百八十一円、
こうなっております。

それから都道府県の財政格差が、これもまた昭
和六十三年度の都道府県別の予算を見てみます
と、これまた大変広がっております。法人の事業
税と住民税のその伸びを見ますと、東京が三九・
二%、千葉が三六・六%、茨城三二・一%、神奈川、
秋田、埼玉、これが三〇%を超えておる。逆に一
けた台は福井が三・九%、愛媛が五・八%、鹿児島が
八・九%、あと大分、奈良と、こうつながつておる。
それから大学ですね、短大と大学がまた首都圏
に集中をしているわけですね。東京の場合短大が
七万六千三百八十六人、大学が五十七万七千七百十九
人。地方から親の金を集めちや全部東京に持って
きているわけですね。だからますます東京集中が
なされているわけですね。

そこで田村大臣、地域間格差が広がっている
というこの問題の一番大きいのは、九州とか四国と
か、首都圏から非常に離れた、あるいは三大都市
から非常に遠く離れた地域が非常に深刻な問題に
なっているわけなんです。だから、国土の均衡
ある発展、多極分散型の国土をつくるという場合
に、重点にするのは私はやっぱりそういう北海
道や九州、九州でも特に後から申し上げますが東
海岸、こういうところだと思ふんです。両大臣の
その辺に対する、大臣の所信演説の中にそこが
はつきり出ておるものですか、両大臣から感想
をひっくり返して答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(中尾栄一) 田村通産大臣ただい
御到着なものですから、私の方が全般にわたるま
して聞かしていただいたものですから先に答弁さ
していただきます。
委員先ほどの御指摘のとおり、地域間格差と
いいますか、それは非常に高まっております。あ
る意味においては極端な主観的な、東京にさら
に集中しているという傾向がないわけではな
い。ちよつと例は悪いんですけども、先般大阪
商工会議所、大阪経団連が東京にわざわざ今ま
でなかった出張所をおつくりになる。ということ
は、あれほど大阪近郊では関西の発展を唱えてい
ながらも、なおかつ東京に集中するというこの傾
向は、これはまた不可思議な傾向であると言わざ
るを得ませんし、またこの東京の真ん中に、皇
居は当然のことながら、国会から官庁から学校か
ら病院から商業都市あるいは工場に至るまで
等々、これが全部集中してしまっているというこ
ろに確かに大きな問題があるという御指摘
は、先生のおっしゃるとおりであると思いま
す。

そこで、地域経済活性化のために交通通信網
の整備による交通の活性化がまず第一に重要では
ないかということが認識の一つでございます。そ
こで、昨年六月に策定されました第四次全国総合
開発計画における「四国地方整備の基本的方向」
におきまして、先生御指摘の中国、九州あるいは
近畿といった近隣地域との交流の活性化を図る
ことがまず第一に重要と指摘されておるわけでご
ざいます。

なお、去る一月二十二日に経済審議会において
取りまとめられました「新経済計画の基本的考え
方と検討の方向」におきましてその点がうたわ
れておりまして、地域経済の均衡ある発展のため
には第四次全国総合開発計画を着実に実行するこ
とが重要であると指摘されておる次第でございま
す。

○国務大臣(田村元) 今中尾企画庁長官から御
答弁申し上げた、私も大抵同感でございます。
私、梶原さんの御質問を全部聞いておりません
ので、あるいはポイントが狂つておるかもしれませ
んけれども、今中尾長官が申しましたように、東

京に産官全部が集まつておる、しかも産はハー
ドからソフトから全部集まつておるといふ、そう
なれば、当然一極集中になるのは当たり前なん
です。でございませうから、これもやはり何とか考
えなきゃならぬのじゃなかつたかと、そのように思
います。先ほどちょっと御指摘のあつたとおりだ
と思います。

これを多極分散型にする、そのときに九州、特
に東側の海岸線なんかはすばらしいのじゃない
か、あるいは北海道等も十分考えたかどうかと、
こういうことでございませうが、私が直接どここ
とまた地域を申しますと、感謝の手紙と同時にま
た抗議の手紙も参りますので、その点はうっかり
物も言えませうけれども、私はおつしやる御趣旨
はよくわかります。

私の方では、私は三重県の南部の出身でござい
ますが、熊野川というところまでが私の地元で
す。紀伊半島の南部はもうほとんど人口が減つ
て、紀伊町というところなんかはもう三分の一以
下になりました。ここにおる前田君とは川一つで
隣でございませう。ところが、これは土地がな
いんです。山が海にもうほとんどくっついていて
うようなこともあつて、非常に難しい面もござい
ますけれども、そういう過疎地域を抱えておりま
すだけにつくづく思いますことは、まず何よりも
必要なことは便利にすることだ。これがまず何よ
りも必要だと、便利にする、簡単な話ですけれ
ども。

九州もそれは島といえれば島かもしれせんが、
離島じゃあるまいし、便利にすれば、しかも今は
もう北海道から四国、九州全部寝たまま運んで
くれるような世の中になつたわけですから、もう
便利になつた。その中でもまたどんな便利にし
ていく、その必要があるんじゃないでしょうか。
私どももそういうことを体してこれから多極分散
へというのを考えていると思つておられます。

○梶原敬義君 ところで、また後から質問をしよう
かと思つたんですけれども、大臣の答弁がもう前
に來ましたから先にやりますが、今言われました

ように、とにかく便利にするということは、特に
東京や大都市から離れた地域においては、それを
やらなければ、景色がよくても何がよくても、便
利の悪いところへ人は行きませんよ。工場も來ま
せん。だから、そのおくれた地域についてはこの
際思い切つて今やつてもらう必要があるのではな
いだろうかと思つた。

特に大分、宮崎、鹿児島、先ほど過疎率をずつ
と見ましたけれども、特に小倉から大分を通り宮
崎に行つて鹿児島に行くところには高速道路が一
本もない。海岸の景色はいいけれども、道がない
んです。高速道路が一本もない。それから昔の
国鉄、今JRですが、これは小倉から大分まで複
線がやつとできたんです。しかし、あと十何キロ
かまだ一部継承事項で、JR九州が最近ぼつぼつ
しかやらないんですね。問題は、大分から今度は
しよつちゅう乗るんですが、どうかした拍子に下
り線待ちますから、特急が特急じゃないんです
ね。たくさん待つんです。それで駅で交差して、
それからまた一つの線を上つたり下つたりするん
です。JR九州になりましたら、もうこれは民間
会社で採算優先ですから、恐らく大分から鹿児島
に向けての複線化というのは永久にしないであ
らう。新幹線計画なんか当初いろいろ言つていたけ
れども、ほとんど可能性がないようになってしま
つた。

それで、東九州に高速道路を通すという、そう
いう方向が国で決まりました。しかし、これもい
つのことかわかりません。こういう状況なんです
ね。私はしたがって、そういう状況の中で道路と
それから鉄道網をもつとしっかりしてもらわな
きゃこれはどうしようもならぬ。

同時に、北海道と本州の間はもうトンネルで結
ばれました。陸つなぎになりました便利になつ
て、それから本州と四国の間は橋がかかりまし
た。また何本か、三本かかりますね。そうすると
九州の特に大分の東海岸というのは、関門で本州
と九州は結ばれておりますけれども、九州の東海

岸、佐田岬と佐賀関半島というのは非常に近い。
距離で言いますと十四キロぐらい。ここでトンネ
ルを掘れば四国と九州は結ばれるわけなんです。
これは豊予海峡トンネルといひまして、運輸大臣
が鉄建公団に指示をしてトンネル計画についての
調査を既にやつておられるわけです。

私はこの際両大臣に力を入れていただいて、私
も予算の委嘱審査の建設、国土庁のときに出て
いつて二十八日にまたこの点は言ひますけれど
も、豊予海峡トンネルあたりを早く計画し実現に
移す時期が来ていると思うんですね。そうすれば
よく来ます。今この点についてはどうなつてい
ますか。

○説明員(荒井正吾君) 今先生お聞き合わせの、
豊予海峡トンネルの現在の調査概況について御説
明申し上げます。

豊予海峡トンネルは四国新幹線、大阪と大分
結ぶ新幹線計画の一環として調査をしたわけで
ございませう。調査は四十九年度より開始いたしま
して、調査の中身はトンネル予定部の地形と地質を
調査いたしました。地形と申しますのは、海面下
からどの程度海底部があるか、これはトンネルの
深さに関係いたします。それから地質といひます
のは、どのような土があるか、これは掘るときの
困難度に関係いたします。

最終的な報告は今整理中でございませうけれど
も、現在わかつておりますのは水深が深いところ
で百九十メートルある。ちなみに青函トンネルの
場合は百四十メートルでございませう。地質につ
きましてはおおむねかたい地盤であるといふことは
わかつております。一部にやわらかい地盤がある
といふところもございませう。

○梶原敬義君 ところで、国土の均衡ある発展ある
いは東京一極集中を排除するためにも、非常に具
体的な話になつて恐縮なんです、両大臣、そう
いう私が言ひましたような状況を頭に描いていた
だきまして感想をお聞きしたいんです。

○國務大臣(中尾栄一君) 計画の話でございませ
うから、私の方から先に答弁させていただきます

思ひますが、田村通産大臣はよく豊予海峡のこと
も存じ上げておるようで、大変にお力のある方
ですからそういう点ではまた私もともども協力し
合つていきたい、こう思つております。

豊予海峡といふことのみならず、私の、例えば
山梨県ではございませうけれども、この間から武田
信玄公がNHKで大河ドラマになりました。途端
に四車線は全く思詰まるくらいに人が來てくだ
さつてゐる。恵林寺といふ武田信玄公の菩提寺が
ございませうが、あそこは通年一日平均四、五人く
らいしか來ないところですから、今は一日平
均二千人以上來るといふんですね。

そういうことからだけでも交通麻痺でございま
して、それだけでももう一極集中主義はいかに弊
害が多いかといふこともわかります。多極分散
型といふ方向づけのために田村通産大臣等とも
十分にひとつ打ち合わせなどさせていただきた
い、このように考えておる次第でございませう。

○國務大臣(田村元君) 私はあのかいわいは割合
によく知つておる一人であります。もう日豊本線
と聞いただけでぞつといたしますが、特に大分か
ら先の遠いこと。私は飛行機は余り好きじゃない
ものですからよく列車を使ひます。小倉まで新幹
線で行つてあとは日豊本線に乗るわけですから、
も、都城へ行くのなんかはもううんざりするほど
遠い。何とかしなきゃいかぬなと思つてお
りました。何とかしなきゃいかぬなと思つてお
りました。そういうことで日向までフェリーに
乗つたりして乗道を選んではおりますけれども、
豊予海峡といふ海の部分はわずかに十四キロで
すから、それほど大したことない。

ただ、これは私の私見ですけれども、もう新幹
線だんだんにこたわる時期は過ぎたんじゃないや
うかといふ感じが僕にはするんです。私の地元は前
田君と全く重なるのでございませう。もう新幹線は
今食らいついてゐるんですけれども、それで前田
君と一緒に大いにやつておりますが、私はやつ
ぱり佐田岬から九州へ、これは非常にいいことだ
と思ひます。しかし、私は建設大臣でも運輸大臣

うと、マイケル・フアラデーという大変偉い先生が次から次へ発見をされた時代ですね。そのころは電磁気に関する研究が世界的に流行いたしまして、ヨーロッパの各国で電磁気に関する発見が相次いで起こったわけでございます。そういう情勢の中で、おれの方が先だという争いが必ず起るものでございまして、そのことをセツルするためにはマイケル・フアラデーが言い出して、プライオリティー、つまり論文のどっちが先かというプライオリティーを決めるのにならざるかという手続問題を決めました。

それは、しかるべき学会誌というものにその論文を投稿した、そしてその学会が受け取った日付をその論文に必ず書くわけですね。受け付け何月何日と書くわけですね。その前後によつて、どちらが先に発見をしたかという日取りによつてではないかという提案がマイケル・フアラデーによつてなされた日付をもつて、論文がいよいよ学会誌に掲載された日付をもつてその発見がなされた日付とするという事によつてプライオリティーを決めようということになりました、それが現代までずっと続いているわけですね。

湯川秀樹先生の例えは中間子の発表というのは、口頭で発表された時期とそれから日本物理学会、その当時は数学物理学会でしたが、その雑誌に受理されたの一年間ギャップがございまして、したがつていろいろなお祝いをするとともにその学会誌に出た日付をもつていろいろなことをいたしますが、実際はそれより以前に発表されているんです。そういうこともございまして、この論文のプライオリティーも別に金銭で片づく問題ではございません。これもやはり完全に学者のモラルの問題として処理すべき問題だと私は思っております。

商売の問題とそれからそういうモラルの問題とどこで区別をつけるかということはあるんだん難しくなってくると思ひますが、そういう学問的な研究の段階にまでその特許的な精神が入り過ぎま

すという、学問を非常に阻害することになると思ひます。

今の若い人はしばしばとんでもない誤解をしていられるんですが、例えば日本物理学会というのは文部省のお金で運営されているものと間違えていられるような学生がしばしばあらわれます。それから、特許について、特許というのは秘密だと思つていられる人がたくさんいます。そこで、改めて特許の精神というものは公開にあるということ、この際繰り返して申し上げておきたいと思ひます。

その公開であるべき特許に秘密特許というのが今押つけられようと思つておられるのでございまして、これはアメリカさんとの接触の結果そういうことになりつづつあると思つてございまして。まず私が伺いたいと思ひますのは、アメリカの秘密特許の制度というものはどういう制度なのか。つまり、これは特許の根本精神である公開の原則といったようなものを破るんですから、相当アメリカといつても無理な事だと思つてございまして、どういふふうなアメリカの国内では秘密特許というのをなさつていられるのかというアメリカの特許制度のお話をちよつと承りたいと思ひます。

○説明員(岡本行夫君) アメリカには一九五二年につくられた秘密特許法というものがございまして、これに基づきまして特許出願の対象でございまして、発明あるいは技術上の知識が特許権の付与によりまして公開される事柄になった場合に、米国の安全に重要な影響を及ぼす、被害を与えるといった場合には、特許の対象でございまして、発明または技術にアメリカの特許庁長官が秘密保持命令を出すという制度になっております。

○伏見康治君 秘密にすべき秘密にしないかというの、これはもちろん軍事機密的なものであるかどうかという判断だと思ふんです。特許庁の長官が必ずしもそういう、これを軍事的に秘密にした方がよいかどうかという判断ができるはずはないと思ふんですが、当然アメリカの軍部との関係において物事が決められると思ふんですね。そ

の関係はどうなつていられるでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 我々の承知いたしますところでは、アメリカにおいては年間十一万件ぐらゐの特許申請が出されているのでございまして。これは特許庁に出願されるわけでございます。これを受けました特許庁、具体的には個々の審査官でございまして、それぞれの判断に依りまして米国の関係省庁の意見を聞くことになつております。

米国の特許法の中身、これは政府が所有に利害関係を有する発明、そうではない発明というふうないろいろ細かく区分けはしてございましてけれども、基本的な考え方は、一言で言いますと、特許庁が関係省庁と相談して、そして関係省庁の長の判断に基づいて秘密保持命令を出すということに相なつております。

○伏見康治君 今数万件と言われたのは年間の数字ですか。

○説明員(岡本行夫君) 約十一万件と申し上げました。年間と承知しております。

○伏見康治君 十一万件のものを調べるにたつて、それが軍事的に重要なものであるかどうかというのを普通の意味での審査員が判断することは非常に難しいと思ふんです。特に近ごろは、軍事的にセンシティブな技術というものと民間で使つていられる技術というものとがだんだん不明瞭になつてきつたわけですね。したがつて、ある発明がこれは秘密にした方がよいという判断あるいはこれはそのまま公開した方がよいという判断のその境目が極めて微妙であつて、したがつて相当の専門家でなければ実には判断がつかない問題であらうと思ひます。

最近の我々の苦い経験から申しますと、工作機械が原子力潜水艦のスクリーン音に関係があるといつたようなそういう関係というものは、恐らく工作機械を眺めただけでは必ずしも出てこない話であつて、潜水艦がスクリーン音で探知されていられるというそのバックグラウンドがあつて初めて判断ができるわけですね。要するに軍部の

方々が何か関与しなければ当然判断できないわけ、相当たくさんの方々のDODの方々が特許審査に参加しておられるはずだと私は想像いたします。

特に日本の戦争中のことを考えますと、日本の特許庁に兵隊さんがたくさん乗り込んでしまつて、そしてこれも秘密にせよ、これも秘密にせよといった苦い経験が半世紀ほど前にあつたわけですが、そのことを考えますと、今のアメリカの特許審査というものは相当つらいことになつてい

はすだと思ふんですが、その点どうですか。

○説明員(岡本行夫君) 先ほどの御答弁をもう少し詳しく申し上げますと、こういうこととござい

例えばお尋ねの、民間の方がなされた発明につきましては、それに対して特許を付与することによる公表または公開が——私は今アメリカの特許法の関連条文から御説明しておりますが、それが国家の安全に有害であると特許庁長官が判断した場合、特許庁長官はその特許出願を原子力委員会、国防長官及び米国の国防機関として大統領に指定された政府のその他の省庁の長にまず調査させるわけでございます。そして、そのような関係機関の長がその発明は秘密を保持すべきであるという判断を行いましたときには、その判断を受けた特許庁長官が秘密保持命令を出す、こういうこととございまして。

アメリカのこの制度が非常に多数の年間の特許申請に対して一〇〇%有効に機能しているかどうかといつた詳細については、その個々のケースについては私も承知しておるものではございせんが、アメリカの秘密特許制度というのはこういうこととして運用されているというふうな理解しております。

○伏見康治君 少し問題を変えて、今言われた特許庁の長官が秘密保持の特許にする、シーグリーオーダーというものを出すわけですが、それを出されたその件はどういうふうな処置されるわけですか。

秘密というものは公開しないという意味であつ

て、例えば内容は完全に特許庁の内部の人にはわかつていて、外には出ないという意味だと思ふんですが、しかし、アメリカといえどもという言葉はよくないかもしれないけれども、軍部の力の強いところでも、しかし秘密保持命令というものは個人の権利を阻害するわけですね。その方が何かよく売れる機械をつくって、それで大もうけするといふ予定表を持っておつたといふことはその発明者にとつては大変な損害になるわけですが、それに対してその損害をできるだけ減らすような仕組みを絶えず考えておられると思ふんですが、まず第一にその秘密にしておくという期間をできるだけ短く設定するといふことだろうと思ふんですが、それはどういふふうになつてゐるのでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 同じく特許法の規定によりまして、技術を秘密にしておく期間は原則として一年でございます。ただ、これをそのときどきの状況によりましてもちろん延長するといふ可能性は残されておるわけでございます。

○伏見康治君 原則は一年なんでしょうけれども、一年たつても何事もなければそのままた新たに期間が継続されるということになつて、いわば無限に続く可能性もあるわけなんですか、秘密にされた方はたまらないから秘密を解除せよといふ請求処置をなさるんだらうと思ふんですが、そういうふうな仕組みになつてゐるんですか。つまり、特許を申請なさつた方の方に秘密解除を申請する権利があるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 特許法の規定によりまして、「発明は、一年を超えて秘密に保持され、特許付与を保留されてはならない」とございまして、で、先ほど私が申し上げました原則としてこの場合は、まず一年間でその保持命令が終了するといふことでございます。したがつて、それを延長する場合には、延長する側に相当の理由を立証する責任がある、説明する責任があるといふことでございます。

○伏見康治君 政府がとにかく特許を秘密保持にしておつたために出願人が受ける被害に対してはどういふ補償措置がとられてゐるんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) これも特許法に規定がございまして、出願人等が秘密命令によつて生じた損害またはその開示の結果、政府によりその発明が実施されたことに對してこうむつた損害、あるいは得べかりし利益の逸失といふものに対しては、政府に対して補償請求権を有するわけでございます。また、当然のことながら不服がある場合には訴訟に訴える道も開かれております。

○伏見康治君 いろんなケースが考えられるんですが、もう一つ伺つておきたいのは、その秘密にしておつた特許と内容において同じ事柄を別の方が発明なさつて、その方がその秘密の期間中に独立に出願されたという場合にはどういふことになるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 私ども必ずしも断定する材料は有しておりませんが、アメリカの特許法上の運用の問題といひまして、そのような場合はもはや秘密を保持していく必要がないという判断のもとに秘密命令が解除される蓋然性が高いと推測しております。

○伏見康治君 さて、以上のようなのがアメリカの国内における秘密特許制度の幾つかの点だと思ふんですが、いろいろな面で日本に入らうとしてゐるわけですね。つまり、いろいろな武器関係の接触があるためにアメリカの軍事機密が日本の特許制度の中に入り込んでくるわけですが、日本の特許制度の中には秘密特許という制度は全然ございません。全部公開するという原則になつてゐるわけですね。その中これだけは秘密にせよといふ異質的な制度を入れるといふことのために、日本の特許制度として相当例外的な処置をするといふことになるんですが、その根本原則のようなものはどうなつてゐるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 御指摘のとおり、我が国の特許制度は公開が原則でございます。ただし、この五六年協定と我々が呼んでおりますところの第三條の実施が問題になつておるわけでございます。すなわち、この実施によりまして米國政府から当該技術が防衛目的のために日本政府に提供された場合、この特許出願に相当する日本において出願されたものは、米國における取り扱いと類似の取り扱いを受けるという規定に基づきまして、いわば極めて限定的な措置を条約に基づいて実施するといふことでございますので、これが我が國にとつて新しい秘密特許制度を設けるといつたようなことにはならないと存じます。

○伏見康治君 今まで主として外務省の方にお答えを願つたわけなんですけれども、特許庁の方はそれを實際にやるわけですから、いろんなことをお調べになつてゐるはずだと思ふんですね。これから主として特許庁の方にお伺ひしたいと思つてゐるんですが、まだしかし内容的には外務省かな。

一九五六年に何かアメリカとの間で協定が結ばれて、その実施細目をつくりませんか、物事が動かなくなつたはずなんです、長い間そういう細目をつくるという話は動かなくなつたわけなんです、それが近ごろになつてその細目をつくるという機運になつてきたといふふうに向つてゐるんですが、それはどういふことなんですか、説明してください。

○説明員(岡本行夫君) いわゆる五六年協定で、日本も國會の御承認を得て約束しておりますことを実施するその手続細目がなないといふことについては、もちろん米側は当初から早くつくつてほしいといふことを言つてゐたわけでございます。その後、時代の状況あるいは先方の担当者の態度等による差異もあつたのかもしれないけれども、催促があつたりなかつたり、こういう状況で来たわけでございます。

最近になりましてアメリカ側から要請が非常に強くなつてまいりましたのは、私ども推測いたしますに幾つかの要素があると思ひます。

一つは、日米の經濟摩擦の深刻化の中で著作権とか特許権といった知的所有權の保護にアメリカが非常に強い関心を示すようになってきてゐること。二つ目には、日本の技術水準自体が非常に高いレベルに到達し、アメリカのそれと拮抗するやうなところまで来たこと。さらに三番目には、あえて推測しますと、アメリカが自國及び西側諸國の安全保障を考えますときに、やはり國防体制の中で技術面に相当なポイントを置かざるを得ない、そういった中で同盟國に對して安心して技術を移転できるようにするといふ体制が必要であると認識するに至つてゐること。

このようなものも重要な要素が重なり合つて、最近アメリカが特にこの実施細目の締結を強く望んでゐるといふことだと考えます。

○伏見康治君 今の御説明は、そういうことであらうという判断の問題だと思ふので、余りお役人の言ふべきことではないだらうと思ふんです。

そういう話とにかつて持ち込まれてきて、そろそろ特許庁としては秘密維持命令なるものを日本の特許の中で受け取らなければならないといふことになつてくるんですが、これは手続的にはどういふことになるんでしょうか。日本の特許制度の中には元来ないんですが、それをどういふ形で入れることになつてゐるのでしょうか。

○政府委員(小川邦夫君) 具体的な手続そのものにつきましては、実はこの協定の実施細目といふことで日米間で話し合つておるところでございますので、現段階では具体的に申し上げる状況にはございません。

ただ、一つはつきりしてありますことは、この協定に基づく出願でありまして、いわゆる特許法の出願であることには変わりはないと思ひますので、特許出願として特許庁としては受けとめていくことにはなるかと考えております。

○伏見康治君 アメリカ側が秘密を守るということとを至上命令と考えるならば、日本の特許なんか取らないでおくのが一番無難だと思ふんですが、やはり先ほど御説明があつたように、発明がやが

て秘密を解除されて民生に利用されるという段階での日本における特許権を確保しておきたいということであらうと思うんですね。

それで、日本の特許庁が秘密命令を受け取る根拠は、一九五六年の協定の条文中に基づいて、私は素人でもよくわからないんですが、そういう国際条約、国際協定のようなもので外国と約束するとそれが国内立法をしたのと同じことになるんですか。その辺のことをちよつと説明してください。

○政府委員(小川邦夫君) この一九五六年協定と議定書につきましては、当時国会の御承認を得るという手続をとりまして、したがって、条約としての効力を持つておりますので、このままそれが国内法としての効力を持つております。また、特許法上も二十六条におきまして、条約で特許に關し別段の定めがあればこの条約の規定によるという明文の規定もございまして、したがって、この一九五六年協定及び議定書が法律的根拠になつておると理解しております。

○伏見康治君 私が了解しているところでは、五六年協定というのはその前にMDAに關連してつくられていて、非常に長い名前がついているんですが、その中に「防衛目的のため」云々という形容詞がついているわけです。したがって、この秘密特許の問題というのは防衛目的上の技術、科学技術といったようなものだと思うんですが、その防衛技術というのが近ごろ非常に広く解釈されるようになってきている傾向があるわけです。

つまり、以前は防衛目的で特にMDAなんかを考えたときには、實際できていた大砲とかレーダーとか飛行機とかいったような非常に具体的な武器の技術であつたと思うんですが、近ごろは基礎的な方へだんだん話が広がつてまいりまして、一見しては防衛に關係なさそうなことまで防衛という形容詞がつけられるようになってきています。これは非常に恐ろしいことだと思うんですね。それで伺いたいんですが、この本来のMDAがつくられたときの「防衛」というのは非常にはつきりした武器というイメージがあつたと思うんですが、今の段階でつくろうとしているその秘密特許の対象になるようなものの「防衛」、要するに軍事機密というその軍機というのがどういうふうに限定されているのか説明していただきたい。

○説明員(岡本行夫君) 御指摘のとおり、五六年協定の第三条には、「一方の政府が合意される手続に従つて防衛目的のため他方の政府に提供した技術上の知識が」云々という表現があるわけでございます。この防衛目的、MDAのものでどのように取り扱われているかという御質問でございまして、一般的に申し上げると、防衛目的とは必ずしもただいま御指摘の武器、防衛庁の装備品等に直接關連するものに限られるわけではございませんで、我が国の防衛産業の能力の向上を通じて将来の我が国の装備品の供給能力が向上する、そういうしたことによつて我が国全体の防衛能力の向上が図られる、こういったようなものも含めて広く考えております。

○伏見康治君 SDIについて伺いたいんですが、これも、SDI協定を結ばれる前に中曽根前首相が言われたこと、あるいは後藤田さんが言われたことの中には、基礎研究であるということがたびたび繰り返されていいたと思うんですが、SDI關係での共同研究をする際の問題では、今言つた防衛關係というのはどういふふうに理解されていきますか。

○説明員(岡本行夫君) SDIの場合でございまして、昨年の七月に結びました参加協定に基づきまして、我が国の参加の対応が律せられていくわけでございまして、その際、米側から提供されてきます情報は基礎技術が多いのではないかと、この点につきましては、その技術が基礎技術であるとなかろうと、あるいは武器技術であるとなかろうと、あるいは武器技術であるとなかろうと、汎用技術であるとなかろうと、防衛目的のために行われるものであるかどうかという判断、これは日米双方が相談して、これから具体的なケースが起つてきた場合に判断していくことでございまして。

○伏見康治君 今私が申し上げたように、中曽根

さんも後藤田さんも基礎研究だと言っているんですが、防衛目的のためというのと基礎研究というのでは話があるで違ふと思うんですが、そういうふうないろいろな解釈があいまいになるのは非常に危険だと思ふんですね。

今後とも秘密協定をどういふ範囲内で受け取るのかという点で、「防衛目的のため」という形容詞の意味をちゃんとあらかじめ限定しておくということが極めて大事だと思うんですが、そういう方針でいらつしやいますか。

○説明員(岡本行夫君) 我が国のSDI参加の精神につきましては、一昨年の官房長官談話をここで長々引用することはいたしません、我が国としても、SDIというものが究極的な核の廃絶に資するものであるという認識のもとに参加の決定を行つたわけでございまして、そしてその際に、今御質問の点でございまして、我が国の防衛技術に資するかどうかというのは当然その関連でも議論がなされたわけでございまして、私どもは、防衛技術というのはいわゆる質管別表に書いてございまして武器技術というところへはしておりませんで、武器技術も汎用技術も防衛技術として一定の考え方のもとに取り組まなければならぬという考え方でございます。したがって、私どもは、基礎技術というのに対しては本質的に機密性というものはとらないんだという考え方ではおらないわけでございまして。

○伏見康治君 大変なことになつてきつたという感じがいたしますが、SDIで内容的に申しますと、例えば非常に強力なレーザーをつくるということは一つのやり方として推進されているはずだと思ふんですが、私が年をとる前にかかわつてきた核融合の研究の中には、強力なレーザー光によつて核融合の平和的利用を行うという研究が行われておりまして、極めて強力なレーザーというものを私たちの同僚が作り上げていくわけですが、その強力なレーザーをつくるという意味においては、SDIにお使いになるレーザーと技術的にはほとんど、あるいは完全に一致していると

言つてもいいと思うんですね。それを一方で、それが防衛機密に關連するということであるんな秘密措置をとられるということになりますと、平和を目的にした大事な基礎研究までそれに巻き込まれるおそれが非常に強くなつてきて、日本の學術研究あるいは世界の學術研究全体に非常に悪い影響を与えることになると思うんですが、その点はどうお考えになつていきますか。

○説明員(岡本行夫君) SDIに参加するかどうかということは、我が国の企業等がそれぞれ独自の判断に基づいて行うことでございまして、そしてその際に問題となりますのは、米國から受けることもある秘密情報というものをいかに保護するかという問題でございまして。

そして、これは当然その企業などが自分の商業的な判断等に基づきまして参加をする。その際に、開示されてはならないという条件でもらひました情報というのの当然これは参加者の方としても尊重しなければならぬ。その具体的な対応はあくまでも個々のSDI参加契約の中で決まつていくわけでございまして、そういった個々の参加者の行動あるいは米國から受けます条件というのが日本の技術体系全般に秘密の網をかけていくといったような事態にはならないと考えております。

○伏見康治君 その最後の点を守られるように努力していただきたいと思ひます。いろいろなことを聞きますが、今包んでいる秘密特許の制度を部分的に日本に取り込むというときには、相手が米國ということになつていくわけですが、アメリカさんの威力もだんだん衰えてきたので、例えばイギリスが日本に対して同じような秘密特許の申請をしていくということがあり得るようなものと思ふんですが、どうするつもりですか。

○説明員(岡本行夫君) これは先ほど特許庁長官の方からも御答弁がございましたように、私も國會の御承認をいただいて初めてこのようにな

とができるわけでございます。したがって、このような制度を結ぶ相手方は米國しかあり得ませんし、また将来の問題としてほかの國と同様の取り決めに結ぶといふことは考えておりません。

○伏見康治君 次に、日本で、実際にアメリカの要請があつて何とかしなくてはならぬというときにどうするかという手続的なことを伺いたいんですが、アメリカからこれを秘密特許にせよという御要請は向こうのだから日本のだれに言つてくることなんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 米國におきましては、先ほど申し上げましたように、これが特許庁長官の指示によりまして秘密保持がかかるわけでございます。そしてそれによつて五六年協定と先ほどから我々が呼んでおります第三条に合致する対応で我が國に移転されたもの、特許の出願が行われたものに對しては当然我が國は米國におけるのと類似的秘密保持を行うわけでございます。

ただ、御質問の御趣旨が、それでは米國が一方的にどのような技術でも秘密保持という命令を日本に對してなして、日本の特許の制度がゆがんでしまふのではないかとございまして、それを命ぜらば、それはアメリカが一方的に恣意的にそれを命令することはできません。と申しますのは、三条にございましてあくまでもこれは「防衛目的のため」という条件が付されておまして、この防衛目的に合致するかどうかというところは兩國の政府が協議して決めるということでございます。言ふなれば、日本政府がアメリカにこの技術を秘密に保持せよと恣意的にやみくもに強制されるということはないとございまして。

○伏見康治君 それでは、アメリカさんがこれは秘密特許にしてくださいと言つて袋に入れたものを、日本側が袋に入れたまま表面に受け付けの日付だけ押して預かつておくということではない、中身をよく調べるといふことだと理解いたしますが、そうすると、審査官というものは防衛秘密的なものを頭の中に入れることになるわけですか。

たがって、それをもし何かの加減で漏えいしてしまつたというような場合の罰則が問題になると思ふんですが、その点はどうか聞いていますか。

○政府委員(小川邦夫君) 秘密漏えいの罰則の適用という御質問でございますけれども、実はこの協定に基づく特許出願の実務処理をどうするかという自体、現在日米間で話し合ひ中でございます。したがって、審査官が実際にこの協定の規定の内容を預かつて段階で関与するのかが否かも明らかでない現時点でございますので、御指摘のような罰則の適用がどうかというところはお答えできない状況でございます。

ただ、一般論といたしまして、もともと特許の通常の実務処理におきましても秘密保持の義務はかつてあります。すなわち、國家公務員法それから特許法におきまして、通常の特許出願情報につきまして特許庁の職員は秘密保持をする義務をかつてあります。そういう体系はもとよりあるとこのことは言えると思ひます。

○伏見康治君 先ほどの方の説明と少し違つていふように思ひますが、要するにまだ折衝中であつて決まつていないという理解だと思ふんです。現在の日本の審査官が公務員としての守秘義務的なものを負わされてゐることは事實だと思ふんですが、その中に防衛秘密的なものが入つてきたらば恐らく罪は重くなるんじゃないかと私は想像するんですね。それをどういふふうにおさばきになるおつもりかというのを伺ひたいわけですか。

○政府委員(小川邦夫君) 秘密保持ということでは、もともと今申し上げましたようにかぶつておられます。それ以上に新たに何か立法措置を講ずるかどうかということでは、そういう新たな立法措置を講ずるといふような議論、あるいは新たな協定を結ぶといふようなことは私はないと理解しております。

現行法の体系の中で、どういった秘密保持関連規定が適用されるかということだと思ひますが、その個々の法の適用の細かい点につきましては、

実は先ほど申し上げましたように、まだ実務処理のあり方について現在相談中の段階でございますので、具体的に審査官がその辺の法適用にどうかかわるかということは現段階では申し上げられない状況でございます。

○伏見康治君 今のお話のとおり、日本の制度の中で働いておられる審査官が今以上の重大な責任を押しつけられないように、これからの交渉で頑張つていただきたいという希望を述べておきたいと思ひます。

大分時間を超過いたしましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○矢原秀男君 通産大臣にまずお尋ねをします。

この三月の十九、二十日、急遽西ドイツのコンスタンツにおいて貿易大臣を中心とする会合に御出席をされたようでございますけれども、その目的の内容と成果についてまず簡単に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(田村元吉) 私は、去る十八日から二十日までの実質二日間、ドイツのコンスタンツで開かれました貿易大臣会合に出席をいたしました。それは、本年末に予定されておりましたウルグアイ・ラウンド交渉の中間レビューをどういふふうに取りまとめたいか、実りのあるものにするために自由にいろいろな論点について調整の可能性があるものでございまして、この会合には先進國十四カ國、それから途上國十三カ國、それにEC委員会と、二十八人の貿易担当大臣並びにガット事務局長が集まつたわけであります。

特に申し上げることは三点だと思ひます。まず、中間レビューにおいては閣僚の関与、貿易政策レビューなどガット機能の強化、それから紛争処理制度の改善を含めることにつきましておおむね合意が得られた、これが一点です。それから、セーフガードにつきましては、いわゆる灰色措置、例の自主規制のようなものを検討することを含めまして今次交渉においてまとめ上げる必要性について意見の一致を見ました。

それから新交渉分野では、先ほどお話のありましたサービス貿易及び知的所有権が取り上げられて、交渉開始当初は消極的、むしろ反対といひますか対応を示しておりました発展途上國ではありましたが、先般の会合におきましては、途上國は初めて交渉に應ずる姿勢を示したといふことであります。

この会合によりましてウルグアイ・ニューラウンド交渉に二層の弾みがつくことを期待しております。

それから、びつしりの会議でございまして、いわゆる俗に言うバイの会談等をやつておる時間的余裕がなかつたといふことで、何しろ私は最後のまとめのときにまことに我が日本としてはマイナステータスに陥つてしまつたけれども、途中で中座しなければならなかつた、日本へ帰る時間的な問題、国会がありますから。そういうことで途中で立ちました、非常に私は行つてよかつたと思つておられます。もし日本があれに行かなかつたら、恐らく相当厳しい批判が噴き出したであろうといふふうに思つております。

○矢原秀男君 通産大臣にお伺ひしますが、一つは米の包括通商法案についてでございますが、これは報道また議会でいろいろと議論をされておられるところでございまして、今後この米の包括通商法案というものが三月末、昨年四月に下院を、そして七月には上院を通過しておりますけれども、両院の協議会でもいろいろな議論が出てゐるようでございまして。今年の三月十五日には米上院、そうしていろいろと検討されてゐるようでございますけれども、これらの関連する一つはスーパー三〇一条、上院の案について、また関連法の三七七条について等々ございまして、また総じて今後の見通し、経過、日本としてどう対処すべきなのか、こういうところをまずは事務当局に伺つて、最後に大臣の御見解をあわせてお願いしたいと思ひます。

○政府委員(吉田文毅君) 米國の包括貿易法案の審議状況等でございます。

米国内におきまして、御案内のとおり現在両院協議会において本件の審議を行っておりますが、これまでのところ昨年九月に両院協議会が設置されたものの、余り進捗はしておりませんでした。先月より再度両院協議会の審議が活発化してまいったところであります、今後の見通しにつきましては、いろいろな見方はございますが三月中旬、三月の二十三日ということ言っている人もおりますし、場合によりましたら一カ月ぐらいいれ込みまして、四月の末あたりに行政府と立法院との間の実質的なネゴが行われるというようなことを言っている方々もおります。

いずれにいたしましても、これからフェーズ
ツ、向こうの用語でございますが、第一段階、
第二段階に審議内容を分けておりまして、その第
二段階に差しかかっているところでございます。
○国務大臣(田村元君) 今、吉田次長から御答弁

を申し上げましたような経過でございますが、あえて私から今後の見通し、中身を含めてちよつと申し上げますならば、昨年、あれは十月十九日のブラックマンデーにおける株式の大暴落、それからその後で保護主義的な貿易法案は世界経済を混乱に陥れるんじゃないかという考え方がアメリカの国内で強まってきました。特に最近、アメリカの貿易収支の改善が著しいというような好材料もあります。でございますから、保護主義的な法案が果たして成立するかどうか、私はアメリカの良識を信じたいのでありますが、これだけは何とも言えませんが、そういう好材料があるというところだけは言えるであります。

ただこの場合、だからといってアメリカの議會は非常ないら立ちといえますか、新聞で使う言葉で、新聞用語を私がおかりするならば、いら立ちというものが強いようでございますので、もし不幸にして保護主義的条項が含まれたまま通過した場合、大統領の拒否権を期待せざるを得ない。現にアメリカ政府も一月の日米首脳会議の折に、レーガン大統領が保護主義法案に対しては拒否権を発動するという保証をしました。保護主義法案

には反対の態度を行政府はとつてきておるということで、今後ともアメリカ政府に対する働きかけを続けてまいりたいと思っております。

そこで私は、いい機会でございますので一つだけちよつと申し上げたいのでありますが、先般もヤイター代表とも会いましたが、お互いに言うことは同じなんです、アメリカの行政府は反対なんですから。こういう保護主義に対して反対なんです。ただ議会が騒いでおる。でございますから、私ども日本の政府の所管大臣といつても働きかけに限界があります。

私は、昨年の東芝問題以来本当に痛切に感じておりますことは、アメリカのみならずヨーロッパでも、あるいはASEANでもそうですけれども、今こそ日本は幅広い、しかも中身の深い議員外交というものを展開することが何より必要じゃ

なからうかと私は思うんです。議員同士がフランクにやあやあと言っているんなことを胸襟を開いて話し合う、議員同士ですから公的な責任は生じませんから。そういうふうにしてお互いの距離を縮めていくということは本当に必要だとつくづく思いました。私は大臣をやめたら議員外交に徹してやろうとすら思っていますが、つくづくそれを感じました。これは与党野党言いません。でございいますから、どうぞこれからも皆さんにおかれても事あるごとに議員外交をよろしくお願いしたいというのが私の今度の抱いたあるいは一番大きな印象かもしれません。

○矢原秀男君 時間がございませんので、経企庁長官にはまた後日にさせていただきまして、公取委員長に一回だけお願いしたいと思います。

田高差益の還元、そういうふうな中で政府の規制緩和の分野が非常にウェートを占めている。まああらあと言えば四〇％ぐらいになっている。そういう中で、政府の規制緩和をすることということも一つの大きな政策次元の問題である、こういうふうには考えるわけでございますが、その件について公取ではどういうふうにな今後対処しようと思われているのか伺いたいと思います。

○政府委員 梅澤節男君 政府規制全般についての当委員会の考え方というお尋ねかと存じますけれども、御案内のとおり政府規制の見直しという点につきましては、私も承知しております範囲で、一九七〇年代の後半から先進諸国におきましてこの動きが非常に積極的に見られるようになってきたわけであります。我が国におきましても、ちょうどOECDの理事会の勧告が出ました一九七九年の二、三年後だったと思いますけれども、当時の当委員会が政府規制全般につきまして競争政策全般からの考え方をまとめました。

その後、政府全体の取り組みといたしましては、さきの臨時行政調査会なり行革審の作業を通じて、今日例えば電気通信事業の分野とか、あるいは航空、金融等についてかなりの前進が見られておるわけでございます。

ただこの政府規制、我が国にとりましても今後できる限り経済全般に市場原理を導入していく、かたがた市場の国際化を通じて国際的な要請もあるわけでございます。この問題につきましては、もちろん政府規制の背後にはそれぞれの政策目的があるわけであります、したがいまして、しかも制度として定着しております限りではこの規制緩和というのはかなりやはり時間を伴う作業であることをお互いに覚悟しなければならぬと思います。したがいまして、それぞれの政策についての見直し、その合意——この合意といえますのは、必ずしも政府部内の合意に限りませ

ず、むしろ大事なのは社会全般の私は合意が背景にあることが一番大事だと思わわけでございますが、たまたま現在政府も全体としてこの規制緩和

に取り組むという観点から、今度の行革審でこの作業が現在進められておるわけであります。

これは非常に注目すべき作業だと私どもも考えておりまして、もちろん競争政策としてこの作業あるいは各省との関係を通じまして意見の調整を図りながら、できる限り政府規制というものが、不必要なものではなくしていく、必要なものも最小限度にとどめるという考え方で臨んでまいらなけ

ればならない問題であると考えております。

○矢原秀男君 公取委員長にもう一点だけ伺いたいんですが、そういうふうなことで公的規制の実態調査、六十三年度に実行をされる、していかなくちゃいけないわけですが、この調査内容の公表の段階というのは、そういう期日というのはどの程度限定されていらっしゃるのかおわかりであつたら伺いたい。

○政府委員(柴田章平君) 私ども、今委員長御答弁申し上げましたように、昭和五十七年度に政府規制の緩和について全体的な考え方、対応のしおり、あるいは取り組みの姿勢について意見を發表してまいりました。その後、この意見をベースにいたしましてそれぞれ各関係団体あるいは関係業界あるいは関係省庁がどのような動きをされるのかということ、動きをしながら、あるいは場合によつてはそれぞれの関係者と私ども協議をして、なるべく規制が緩和されるようにいろいろ私どもなりに努力を続けてきたということでございます。

その流れの中で、六十三年度においても、今委員長申しましたように新しい行革審の審議を踏まえながら、我々としてもさらに一層の努力が要求されているところでございまして、そういう意味で六十三年度にはさらに関係業界の実態調査なりあるいはどういうふうに緩和していくかということを取り組むわけでございますけれども、現段階においてどういうふうな対応をするか具体的なプログラムはまだ模索中でございまして、どういうふうなタイミングで対応するかということについて今この段階で御返事申し上げるのは御容赦をいただきたい。

ただ、なるべく行革審の方も一年ぐらいのスパ
ンをにらみながら作業を進めていращやいます
ので、私どももその作業の動向は十分に参考に置
きながら作業を進めていかなければいけない、こ
ういうふうに考えております。

○矢原秀男君 時間が来ましたから……。

○市川正一君 本日は往復で三十数分という短い

時間でありまして、最初に北九州市の白島石油備蓄基地の問題から伺いたいと思います。

この問題は昨年の五月二十五日、本委員会で私が、ここに議事録もございまして、現場写真もございましてお見せをいたしました。そして防波堤の損傷事故を起こした白島石油備蓄基地の問題としてたてました。その際、原因究明の結果を待つて対処したい、こう政府は答えられました。また、調査報告書は昨年八月に出るとも言っておられたのでありますが、現在どのようになつておりますか。

○政府委員(内藤正久君) 白島国家石油備蓄基地のその後の検討状況でございますけれども、昨年御質問をいたしてから我々応急工事及び原因究明を実施いたしてきております。

まず応急工事につきましては、ことしの冬を乗り越えすために被害拡大防止という観点から必要最小限の工事を実施いたしました。その工事が五月から十二月初旬までかかっております。具体的には、破損あるいは水没いたしましたケーソンを撤去し、あるいはその撤去したものを新造いたしました掘えつけをするとか、あるいはマウンドの補修をいたしますとか、あるいは移動いたしましたケーソンの砂積みをいたしますとか、そういう応急工事を実施してきたのが一つでございます。

それからもう一つの原因究明でございますけれども、通産省といたしましては石油公団を通じて白島石油備蓄株式会社を指導いたしまして、その原因究明に当たらせてまいりました。

それで、具体的には被災状況をまず把握いたしました。かつ当時の気象、海象の状況を把握するとともに、来襲いたしました波浪の推算をいたしました。かつ設計及び施工管理状況の調査、さらには被災施設の耐波性の検討及び水理模型実験の実施等を行つてまいっております。

その中で、例えば水理模型実験を行いますについて、二次元の特定の断面につきまして波が来た場合にどういふ影響があるかというふうな実験に

つきましても、例えば四月から九月いっぱいまでかかっておりますし、三次元、これは特定の角の部分でございますけれども、その部分についての波の影響ということを実験いたしますにつきまして、六月から十一月の半ばごろまでかかっております。したがって、当初予定を申し上げました期間よりは実験等に多大の時間を要したというのが実態でございます。それらの結果を取りまとめまして、三月十二日に会社側から港湾管理者でございます北九州市に報告書を一応提出をいたしまして、三月十九日、先週に一応受理をされております。

それで、その過程の中で石油公団といたしましては、白島国家石油備蓄基地計画対策委員会という委員会を設置いたしまして、昨年の三月十九日から一番最近時点ではことしの三月十四日に至りますまで、七回にわたつて専門的な見地から被災原因の把握を中心に検討を行つてまいっております。

他方、通産省といたしましては、常時石油公団と緊密な連絡をとりまして原因の客観的な把握に努めるよう公団及びそれを通じての会社を指導してまいつたわけでございます。

それで今後の方向でございますけれども、今申し上げましたように原因究明の会社側としての報告書を北九州市に御提出いたしておりますので、北九州市の方で許可権者としての立場から総合的な検討が行われ、その結果最終的に被災原因が確定するという手続になつていくものと理解をいたしております。

○市川正一君 長々と四分にわたる経過なんですが、十三日付の西日本新聞その他によると、その報告書の内容は、事故は天災、設計見直し必要等々報道されております。報告書の内容は一体どういふものですか、簡潔に述べてください。

○政府委員(内藤正久君) 報告書の概要でございますが、まず防波堤の設計に關しましては、完成時設計波三分の一有義波高で六・一メートル、施工時設計波四・〇メートルということで作業を進

めてまいりましたけれども、来襲いたしました波浪は三分の一有義波高で五・五メートルないし六・五メートルということで、設計の前提となつておりました波高を大幅に上回るものが長時間にわたつて来襲したというのが第一の問題点でございます。

それから施工に關しましては、越冬断面は施工設計波のみならず既往の最大波高、これは三分の一有義波高で五・〇七メートルでございますけれども、それに耐えるという安定計算を確認した上で越冬断面の工事を了したものでございますけれども、今申し上げましたようにこれをも越える高い来襲波が長時間にあつたということでございます。それから品質出来高管理につきましても、基準に基づくことの実施が行われていたかどうかというところをチェックをいたしましたけれども、いずれも満足をする結果になつております。

したがって、結論をいたしましては、設計波高を上回る異常波浪が長時間にわたつて防波堤に來襲したことが原因である。また安定性の低い施工途中であつたということが被災を大きくしたというふうな結論になつております。

○市川正一君 あなたが今引用された幾つかの数字、いわゆるデータは、私が去年の五月にそれがいかにずさんなものであるかということをいろいろここで論議した問題なんです。

そこで、報告書の概要なるものはいたしましたが、八ページのものです。しかし、これではわからぬのです。これでは本當のことが出てこぬのです。結局、八ページのわずかの数行のところが結論ということになつておるので、実態を明らかにするために、正式の報告書の写しを資料として提出してください。

○政府委員(内藤正久君) 御説明申し上げておりました概要でございますけれども、これは報告書の結論の部分をお届けしておるものでございまして、それで、この備蓄基地の被災の実態にかんがみ、かつその重要性にかんがみまして、原因を調査しその結果を広く公表するということは基本的

に必要なことであると考えております。けれども、現段階の作業状況を御理解いただきたいと思つたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、備蓄会社が許可権者としての北九州市の指示を受けて究明作業を行つてきて、とりあえず報告書を提出したということで、今後北九州市においてこの報告書の分析、評価が行われ、同市が許可権者としての立場で判断をされるものと聞いております。

したがって、会社の報告書は原因究明全体の作業の中いけば中間段階のものでございまして、今後市における検討の過程でいろいろ追加や補正等の可能性もございしますので、そういう検討を経た上で報告書を確定していくという手続でございます。

したがって、基本的には公表すべきであるという考え方に立つておりますので、そういう手続を了して内容が確定した段階では公表することが適当と考えておりますので、その段階で公表するように会社側に対して検討をさせてまいりたいと思つております。

○市川正一君 先ほど来聞いておりますと、許可権者、許可権者と言うて全部北九州市側に問題を押しつける姿勢というのがあります。見えております。その問題については後で触れますけれども、私も前は前回の質問で、我々の入手できる範囲で根拠を挙げて計画のずさんさを指摘して、中止を求めてまいりました。この間、一体通産省は何をしたか。石油公団に設置した委員会を何をやつてきたか。具体的なその成果があるならば示してください。あなた、公開すると言つてゐるんだから、ここで何をやってきたかということも簡潔に報告してください。

○政府委員(内藤正久君) 先ほど申し上げましたように、公団における委員会を七回開催いたしてきておりますけれども、その開催あるいはその中間の検討において通産省は公団と一体になつて細かい点に至るまで検討をいたしてあります。

したがって、公団任せということでは当然ないわけですが、例えは最初の三月十九日に実態把握に入りまして、五月十五日、七月二十九日、十一月十三日、十二月一日、三月四日、三月十四日という七回の中で、それぞれの調査、原因究明の節々に応じての問題、例えば二次元水理模型実験の検討が進んでまいりますとそれをどう考えるべきか、あるいは三次元の結果が出てまいりますればどうそれを把握すべきかというふうなことを、原因究明作業の進捗に応じた節々で議論をしましておるといのが委員会の状況でございます。

○市川正一君 じゃ、それだけあなた方としても積極的に対策をとってこられたとおっしゃるならば、この正式の報告書の写しをどうして資料として国会に提出できないんですか。

○政府委員(内藤正久君) 御指摘のとおり、最終的に御提出申し上げるというのが基本的方向でございます。ただ、我々としては、いろいろ議論をいたしましたりしましたけれども、全体の作業が完了したところでお示しをするというのが議論の混乱を呼ばないで適當ではないかということで、その作業が完了いたしましたところでお示しを申し上げたいと思っております。

○市川正一君 それは、結局臭い物にふたをしてその経過を知らしめない、結果だけを押しつけるということじゃないですか。

内藤さん、あなたは覚えていらつしやると思うんだけど、前回の私の質問にあたっては何と答えられたか。ここに会議録がありますが、「現在の工学水準で推定される限りでは、百年安全というところが計算上確認をされておる」と、こう大みえを切つたじゃないですか。そういう現在の工学水準でいけばその枠を集めた最高の百年安全という、そういうたんなる切つたものがそうでなかつたんですよ。だとすれば、それに必要なデータは、その経過において公表すべきですよ。私たちがそれなりに研究します。それなりに問題を分析してやはりこの問題についてはつきりしなければなら

ぬわけですよ。

しかし、報告書の結論が伝えられるように天災であり設計変更だということであれば、内藤さんが前本委員会でごられた立場、つまり通産省の立場に立つて、今回の事故を見てみると、現在の工学水準では推定不可能な事故であるということに論理の結論としてならざるを得ぬと思うんですが、とすればこのプロジェクトは中止以外にないと思いませんか。

○政府委員(内藤正久君) このプロジェクトを始めた段階においての工学水準の最高の水準で判断をしたというふうな理解をいたしておりますけれども、その後、さらに工学水準が一般的に進歩したというふうな言われておりますので、その進歩に基づきまして改めてその実態に応じた対応策を検討してまいりたいと思っております。

したがって、先生御指摘の臭い物にふたをするという気持ちは全くございませんので、その経過を含めた中間の検討の資料もすべて報告書の中に入れておきますから、それは公表申し上げる段階で御理解をいただければかと思っております。

○市川正一君 今必要なんですよ。これから継続してやっていくのか、それともここで打ち切るのか、そういう判断をするために今必要なんですよ。今出すべきですよ。どうですか。

○政府委員(浜岡平一君) ただいま先ほど来先生から御指摘をいただいております事態につきましては、私も決して拱手傍観をしておるつもりはございません。原因はともあれ、こういう事態が発生をいたしておりますことにつきましては、非常に責任を感じておるわけでございまして、原因の究明等につきましましては、本心に誠意取り組んでいかねばならないと思っております。

当初、設計が行われましたときには、ただいま先生が引用されましたような考え方もあったわけでございますけれども、ともかくも結果は御承知のとおりでございますので、真剣に取り組まな

ればならないと思っております。

報告書全文につきましては、ただいま石油部長からも御説明申し上げましたように、今後さらに補正とか追加とかこういったものがあり得るものがございますので、最終的に関係者間で合意ができましたものを全文公開させていただきたいと思っております。

ただ、それまで待てと言ふのかという御指摘でございますが、先生の御指摘もよくわかりまして、で、私どもの一つの努力をいたしまして、この報告書のエッセンスといえますか、かなりまとめたものになると思いますが、要約をお届け申し上げたいと思っておりますので、それでしばらく事態の推移を見ていただけないものだろうかと思っております。

○市川正一君 わかりました。

ただ、今やはり引き続きこのプロジェクトを継続して進めるべきなのか、それとも今ここで断を下すべきなのかという判断がこのデータの中に私は含まれていると思う。ですから、我々も研究すべきだという責任を感じてこれを要請しておりますので、この点はひとつしかと受けとめていただきたい。

そこで、問題を進めたいと思うんですが、政府は最近、石油の国家備蓄基地建設計画を変更しております。ところが、なぜか白島については見直しの対象にしておりません。もう一つの長崎の上五島はこれはことしの秋でできるんですから、完成目前ですからそれに理解できますけれども、白島については筋が通らぬと思えます。

私は、今回のこの措置は去年の十一月十三日の総合エネルギー調査会と石油審議会の報告、ここにございまして、その中に「備蓄による需給上の効果、あるいは産業への影響等備蓄の必要性を国際の動向をも踏まえ勘案し、見直し」、こういうふうな明記されております。これに基づいて先般のこの変更が行われたとするならば、私はここでエネルギー需要の議論をやるという意味は毛頭ありませんが、まさにこういう趣旨であるならば

白島こそ見直しの対象にし、そして計画を中止すべきであると思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(内藤正久君) 国家備蓄基地は御承知のとおり、三千万キロリットルの国家備蓄を貯蔵するための恒久施設といたしまして貯油率七五％で四千万キロリットルの合計になります施設を全国十カ所で建設いたしておりますけれども、その建設計画の見直しは先生御指摘のとおり、昨年十一月の総合エネルギー調査会、石油審議会、石油備蓄小委員会の提案に基づきまして実施をしたものでございます。

その考え方は、「基地建設の効率性を考慮し、引き続き着実な工事の推進を図るべきである」が、国家備蓄基地のうち一部については用地造成のおくれ等から計画に比べて工事がおくれしていることを踏まえ、「効率的な建設を行うとの観点に立つて、各基地の実態を踏まえつつ建設計画を見直し、完成目標年度を繰り延べることが適當である」ということで、実態に即した無理のない建設を進める。他方、備蓄の三千万キロリットルへの積み増しは予定どおり実施することによって基地建設の繰り延べを一部提言しておりますけれども、それにのつとりまして、最高六十九年度まで約四年間の一部繰り延べを決定したものでございます。

それで、先生御指摘の白島でございまして、被災も、先ほど来議論になっておりますように、被災原因の究明作業を実施しておるといふことでございまして、その原因が確定いたしまして、かつその上で安全性を踏まえた克服策のあり方を検討し、その上で経済性の検討をするというプロセスを経た上でその取り扱いが判断されるものであると理解いたしております。現時点においてはそういう判断がまだプロセスの一過程でございまして、判断を行うことは不能であるということから触れなかつたものでございまして、したがって、計画を変えないという意味ではございませぬ。いずれにいたしましても、先ほど申し上げまし

たようなプロセスを経て工事継続ということにも
なりますれば、その段階で初めてスケジュール
を見直すという段取りでございませう。

○市川正一君 私と言っているのは、今政府自身
がそういう、ここに一覽表がありますが、国家備
蓄基地建設の計画変更という問題と取り組んでい
るわけですね。だとすれば、これだけ事故を起こ
し災害を起こしたところの白島については、やは
り見直すというのが当然の最小限の前提じゃない
ですか。引き続き計画どおりやっていくというん
じゃないに、当然これについては見直すという、
そういう言うならば一時再検討の時期を置いてし
かるべきじゃないですか。その点はどうなんです
か。

○政府委員(浜岡平一君) ただいま石油部長から
も御説明申し上げましたように、現在原油ペー
スで三千万キロリッターの国家備蓄を達成する、さ
らにそれを国家備蓄基地に収容するという目標に
取り組んでいるわけでございます。現在行いまし
た見直しは、工事が進んでおりますものにつきま
して、それぞれの事態に応じて完成時期を更
更する、完成時期を後ろへずらすという形の見直
しを行ったものでございます。

今御議論の対象になっております白島の石油備
蓄基地につきましては、局面が違っておりますま
して、ただいま先生が御主張になるような見方もあ
るわけでございます。私もいたしましては、
現在進行中の原因究明の作業が終わりましたこと
で、安全性という観点から考えればどういう手
直しが必要なのかという検討も行われるわけでご
ざいますし、またそれに即して経済性を考えてみ
た場合に、ほかの選択肢はないものだろうかとい
うような判断もあるわけでございます。現在の
見直しとは基本的に性格の違うものでございま
す。そういう意味で見直しの対象にいたしてござ
りませぬけれども、ただいま石油部長が申し上げま
したような姿勢で今後この取り扱いにつきまして
は真剣に考えていくというものでございませう。
御理解をいただければと思います。

○市川正一君 浜岡さんのおっしゃる意味はわか
ります。要するに見直しという次元と違った意味
で、言うならば今のお言葉をかりすれば、真剣
にどうすべきかということを検討している、そう
いう過程だと、こういうふうには理解していいわけ
ですね。

○政府委員(浜岡平一君) そのとおりでございま
す。

○市川正一君 そこで、先ほど来お言葉が出てお
りました許可権者という問題に関連して事柄を
はつきりしておきたいと思っております。

報告書は、許可権者である北九州市に提出され
た、そして許可権者である北九州市がこれを今検
討していると、だからそれを待つてという姿勢が
冒頭の内藤部長の答弁の中にも繰り返してありま
した。しかし、私は本来これは国としても独自の検
討と判断が求められている問題だと思っております。

なせならば、このプロジェクトは国の計画で
す。また石油公団やあるいは公団が出資した会社
が事業の主体になっておる。そして国の予算も既
に五百億を超える巨額な費用がここにございま
る。つまり、今後の方針を決めなければなら
ないのは北九州市ではなく、まさに国です。ま
た、許可権者が北九州市だとしておるんですが、
それはたまたま港灣法や消防法に基づいて審査を
行おうということなのであって、しかも前例のな
いという大企業の場合、北九州市は当然のこと
として運輸省とかあるいは消防庁と協議し、その
指導のもとに行っているわけですね。だから、ど
こから見ても事実上大きな責任というのは国にあ
るということとは明白である。

そうしますと、この事業がもし中止になるなら
ば、北九州市は既に百六十億円の資金を投入して
いると言われている。この資金を含め、与え
た損失に対する補償は国として誠意に行わなけれ
ばならないことはこれは当然の前提になるわけで
あります。国が計画を撤回すれば許可権者とし
ての北九州市、こうおっしゃるけれども、その許
可権を行使する対象がなくなることだけの

ことで、残るのはあとは国のプロジェクト、この
計画なんですね。

そこで、話を進めたいんですが、私はこ
の際将来に及ぼす損害、被害あるいは影響などを
考えるならば、国の側が今までのいきさつなどに
固執するんじゃないに、高い事業費ではあつたけ
れども、今の時期にこそ計画を中止すべきであ
ろう、こう思っておりますが、いかがでございま
しょうか。

○政府委員(浜岡平一君) 石油部長が許可権者
という表現を用いましたのは、いみじくもただいま
先生が御指摘になつたような意味合いで引用いた
しましたわけではございません。特別の意図が含ま
れていないものではないことを理解をしてやってい
ただければと思います。

基本的には、先生御指摘のようにこのプロジェ
クトは国家備蓄基地でございませうから、国とい
いますか、あるいは通産省の意思というものが働
いていることは私も決して否定するつもりはござ
りません。ただ、今先生御指摘のように既に少な
りの額が投下されておる。また進むにいた
ししても、あるいは退くにいたしまして、それ
ぞれ相当の経費がかかるわけではございまして、や
はり安全性という観点から見ました専門家の判断
というものを十分踏まえながら、その上に立つ
て進む場合、退く場合の経済性というものにもら
み合わせて、最終的には私も責任を持って考
えなければならぬ問題だといふぐあいに思つて
おります。

今の段階ではその判断をするだけの材料が出そ
ろつておりませぬので、先生のおっしゃるような
決断をするわけにまいりませぬけれども、先ほど
来繰り返して申し上げることになりますけれども、
どうするかということにつきましては真剣に責任
を持って取り組んでいかなければならぬと思つ
ておるわけではございませぬ。

○国務大臣(田村元君) まことに申しわけのない
大事故でございまして、今市川委員いろいろと
おっしゃいましたが、私も一々こもつともと思つ

て伺つておりました。

ただ、長官が申しましたように、進むにしても
退くにしても巨額の費用を必要とする。仮に中止
をするとしてもそのときにその施設をどういうふ
うにするのか。撤去をしなきゃならぬというよう
な問題もありましよう。いろんな問題ございま
す。しかも国民の巨額の血税というものがつぎ込
まれておるわけではございませぬから、やはりその原
因の究明というものを徹底的に行つたりポートを
踏まえて、そしてそれをまた土木工学的にも政府
においても検討をしていくぐあいの慎重さは私は
必要だと思つております。

特に北九州市は、ちよつと仄聞するところによ
りますと二、三カ月以内ぐあいに結論を出した
い、そのように努力をしたいというところのよう
でございませう。二、三カ月以内に結論が出るかどう
か私は率直に言つて知りませぬけれども、そうい
う努力をしておるようでございませう。でござい
ますから、それほど長い、来年度、再来年度とい
うわけじゃないわけではございませぬから、やはり国民
にこれを、経済性、安全性いろいろありますが、
その前に国民に納得をしていただくような私は報
告をしなきゃならぬと思つております。そういう点
はどうかひとつ御理解を賜らうと思つてございま
す。

○市川正一君 前回の本委員会で大変も、これは
大変なことであつたと驚いておる。調べてま
しう、こう答えられておる。そして、今この段
階まで参りました。私は、この調査報告書に基づ
いて文字どおり政治的勇断といふか、決断を
すべきときだ、こう思ひます。

連想いたしますのはあのさまよえる原子力船「む
つ」の問題であります。廃船すべきだといふ強力
な意見が与党自民党内からも出てまいりました。
時の科学技術庁長官は亡くなられた岩動さんだつ
たと私記憶しておりますが、まさにあのとき決断
が必要だつたと思つておりますが、私は田村通
産大臣が今こそこの問題について勇断をされたこ
とを、そして後世に国民に立派な決断をされた大
臣としてその名が残りますように切に期待をいた

す次第であります。

時間が参りまして、私実は通産大臣の所信表明の中の中小企業の問題で質問をいたすつもりでありましたが、あと残す時間は三分でありますので、一問だけお伺いしたいのは、田村通産大臣が輸出型産地の中小企業の実態が依然としてはかばかしくないというふうに述べられておる問題について、実はいろいろお聞きするつもりだったんであります。新潟県の燕市の金属洋食器など、能率向上義目 指失う事故急増 昨年九十三人が百五十二本」という報道をいたしております。

これ自体極めてショッキングでありますけれども、この数字は必ずしも全体を把握し反映しているとは言えないというふうに現地で申ししております。というのは、この調査の中には主人が一人で仕事をしているところ、夫婦で仕事をしているところは含まれていないからであります。

労働省は、事業主からの報告や届け出だけを待つんではなしに、こうした零細な業者の実態を積極的に調査して適切な指導を行うべきであると思いますが、労働省として零細な下請業者にも徹底するための具体的措置をとるためにどういう取り組みをなすつもりでしょうか最後に伺います。

○説明員(北山幸君) 三条労働基準監督署が管轄をいたします燕それから三条市というのは御承知のとおり洋食器の産地でございます、プレスによる金属製品 of 加工業者が非常に多いということでございます、従来から私も労働基準監督署の最重要の施策といたしまして監督指導を強化していただいております。

プレス機械作業に従事しております一人親方であるとかあるいは夫婦だけで仕事をしている方々などにつきましては、御指摘のとおり労働安全衛生法の適用はないものでありますけれども、このような作業に従事している方々の大部分はいわゆる家内労働法の家内労働者として適用があるのでないかというふうに思われるわけでございます。

す。それで、このような家内労働者の安全性の確保につきましては、従来から委託者における自主的災害防止協議会の設置、こういったことにつきまして指導を行いますとともに、家内労働者に対しても災害防止に関する意識の高揚を図っているところでございまして、今後ともこういった方々の災害防止について鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○市川正一君 終わります。

○井上計君 経企庁長官並びに経企庁の方々に質問というよりきょうは実はいささか勉強したいと思ひましてお尋ねをしたいと思ひますので、どうかセミナーのつもりで、ソフトでまた遠慮なく率直にひとつお話をいただければと、こう思ひます。

〔委員長退席、下条進一郎君着席〕

一日日の長官の当委員会での所信表明の中で、「新たな経済計画の策定」という中でこう述べておられます。「新しい経済計画においては、経済構造の調整を一層強力に推進し、内需主導型成長への転換・定着を進めることを基本方向としつつ、主要な政策課題として、第一に経済発展の成果を国民一人一人の生活に十分生かし、豊かさを実感できる国民生活を実現すること」、以下第二、第三とお述べになりました。

現在、我が国は経済大国になったということとはもう一様にみんな言っております。ところが現実の問題として、国民の大多数が豊かさを実感として全く受けとめていない。経済大国になったけれども一向に我々の生活はよくならない、こんなふうなことが随分と言われているわけでありますが、確かに私自身考えても、本当に経済大国になった、実質的になったんであろうかと考えると疑問に思う点が幾つかあるわけです。

そこで、経企庁としてはこの理由はどの辺にあるのか、あるいはまたどういう部門が経済大国にふさわしくない、国民生活に豊かさが実感として味わえない理由であるのか、それらについてひとつ教えていただきたい、こう思います。

○國務大臣(中尾栄一君) 井上先生の御指摘でございいますが、井上先生の御勉強に値するような答弁はできかねるような感じがえいたしますけれども、私も所信表明の中で申し述べたことでございしますから、私なりの答弁をまづさしていただきまして、恐らくアイテム、アイテムによって私の答弁足らざるところがあると思います。その点は政府委員に答えさせますけれども、よろしくお願いしたいと思ひます。

〔理事下条進一郎君退席、委員長着席〕

大体我が国の一人当たりのGDPは、特に近時の円高を反映しまして為替レートで換算するとまさに委員御指摘のとおり世界最高水準になったわけでございます。ちなみに円高の状況を考えますと、かつて六位ぐらいであった日本は、今やスイスの一位を抜いておるとさへも言えるわけでございます。そういう点では実態はそのとおりでございます。

しかしながら、住宅社会資本等の整備の状況とか、あるいは長い労働時間、また高い食料品価格などを見ますと、欧米諸国に比べてかなりまだ劣っている面が率直に感じられます。この結果、国民の充足感はそのほど高くないという御指摘のとおりに感じておられるんだという私ども感じは率直にいたしております。

○井上計君 今大臣、明確にお答えいただきましたが、社会住宅資本の整備のおくれ、それから確かに長い労働時間、これも労働時間のことも所信表明の中でお述べになっておりますが、それから高い食料費と、三点お述べになって、大体この三つがやはり我が国はまだ豊かさを味わえない最大の理由、私もそのように思います。

そこで、高い食料費というふうなお話がありました。けさほど梶原委員の質問の中でも円高差益の還元の問題が出ております。確かに昨年の春ごろまでは円高不況だとか円高デフレと随分言われておりました。ところが、夏、秋以降、特にことしの正月ごろは円高不況という文字は新聞にもほとんどなくなりまして、円高好況、円高景気と

いうふうなことが随分言われるようになってまいりました。わずか半年ぐらいのうちでうんと変わつたなという強い私も印象を持っておるんですが、これはお世辞を言うわけじゃありませんが、政府の円高政策よろしきを得たと、これは評価をしております。同時にまた、この円高に対応して我が国の産業界が、特に輸出関連産業が非常に努力をしたというふうなことのあらわれであらうと、こう思います。

よく言われておるように、自国通貨が弱くなつて栄えた国はないと、こんなことを私も聞いた記憶がありますし、また経企庁首脳が言われたことがあるように、円高性善説、確かにそうだなという感じが最近しておるんですね。ところが、やはり円高の還元がそれほどまだ十分でないという点についても否定できない。

これは経済企画庁監督になっておりますが、こういうふうなパンフレットをお出しになっている。確かにこれを見ると、一般の人はああ随分と円高還元されているな、しかし私はそれほど円高の恩恵をこうむっていないというふうに思っている人があるのではなからうかと、こう思いますが、けさほど梶原委員の質問にもかなりお答えがありましたから簡単に申し上げますけれども、特に去年の資料でいきますと、六十二年度の四月―九月期が七〇％の還元率、十月―十二月期は九〇％の還元率と、こうなっておるんですね。ところが、さらにこの資料でいきますと、輸入構造の変化で製品が随分とふえておるんですが、食料品だとか原材料はそれほどふえていないという数字になっておるんですね。その辺のところはどんなふうなお考えでおられるのか、ひとつお伺いをしたい。

さらに、差益還元率が、今申し上げたようなこの資料にあります。十一月十二月期は九〇%の還元率であります。が、じゃ食料品で見るとどれぐらいの還元率なのか、あるいは製品の還元率はどれぐらいなのか、原材料の還元率はどれぐらいなのか、もしそういう資料があればしたらお伺いを

いたしたいと思ひます。

○國務大臣(中尾栄一君) 資料も用意はございませうけれども、後ほどこれはちよつと数字的な問題になりますから政府委員にお答えさせたいと思ひます。

まず円高メリットは、一昨年来の累次にわたる対策等によりまして還元策は相当に尽力をいたしました。おのおの順調に物価に反映されているものと私どもは考えておるわけでございませうが、先ほどの御指摘にもございまして七割方、厳密に言つて六九・六%というような還元率がアペレージとして考えられるわけでございませう。

例えば、我が国の消費者物価の上昇率は過去二年続けて一%を切るという様な極めて落ちついた動きを示しております。ただ、原材料費などの低下を通じて円高効果は、薄く広くタイムラグも持つておる。そのタイムラグというのが大体二から二・四半期半ぐらいのタイムラグだろうと思つておりますが、を持つてあらわれるということと、また一部ブランド品につきましては、これは言ひにくいことではございませうけれども、高級品イメージの維持のために値下げされないという面もこれは否めない事実でございまして、さらに国内制度等に絡む内外価格差の問題などもありませうから、消費者にとつて必ずしも円高のメリットをそのまま実感として痛感している人はいないという御指摘は当たろうかと思つておるのでもございませう。

いづれにいたしましても、政府としては為替レートのまず動向をじつと見極める必要がある。それから、公共料金についての差益の的確な反映を図ること。さらに、消費者等への広範な情報提供、これは日本だけの広範なPRではなく、対アメリカの市場に対しても日本のニーズに対するPRをする必要があるということを通じてまして、円高差益の一層の還元にも私は努力をするつもりでございませう。さらに時間のかかる問題ではございませうけれども、経済構造調整あるいは規制制度の見直し、あるいは古い慣行の見直し、あ

るいは輸入の拡大等を通じて内外価格差の縮小に努めることが極めて重要であると考えております。

それから、お尋ねの食料品の問題でございませうが、食料品、製品等の具体的品目の円高差益の還元につきましては、輸入消費財価格動向等調査によりますると、輸入コストの低下がおおむね順調に価格に反映されているものとは考えておるのでもございませう。このことについて、先ほど申し上げました多少アイテムごとによつて違ひますから、政府委員にも答弁させたいと思つております。

○政府委員(金原俊二君) 井上先生の御質問二点について補足をさせていただきます。

初めにお礼を申し上げたいのでございませうが、私も監修いたしましたデータを御勉強いただきましてありがたうございませう。

まず初めに御質問のございました、製品輸入はふえてくるかも知れぬけれども、食料品輸入がふえていないのかという御質問でございませう。

このパンフレットにお示しをさせていただきます数字は、実は百分比で出しておるものでございませうから、ここに数字は出ておりませうけれども、年間の輸入総額を一〇〇としたしまして構成比をとりますと余り変化してないということは事実でございませう。

ちなみに数字をちよつと申してみますと、六十年の輸入全体のシェアを一〇〇として食料品が一五・二%でございました。それが六十一一年が一五・二%、それで六十二年は二五・五%と云うことで、構成比は余り動いていないのでございませう。ただし、総量で見てもいいかもしれません、例へば今申し上げた数字に比較いたしますと、六十年の輸入の全体の合計額が千二百九十五億ドルでございました。そのうち食料品が百五十五億ドル含まれております。つまり、この構成比がしたがつて一二・二%ということになります。六十一一年は千二百六十四億ドル、輸入の合計でございませうが、そのうち食料品が百九十二億ドル、それから六十二

年になりますと、全体で千四百九十五億ドル輸入がございませうが、そのうち食料品が二百二十四億ドル。したがつて、伸び率で見てもいいですと比較的、高うございまして、そういう意味ではちよつとグラフが少し構成比だけなものですから、そういう印象を持たれるかもしれませんが、着実にふえてきていると思ひます。

それから、二つ目の御質問でございませうが、先生は、全体としての数字の中から食料品と製品や原材料で差益の発生額、還元額、どうなつていくかという御質問でございませうが、実は、先ほど先生御引用になりました全体の差益の発生・還元額の計算と申しますのは、例へば還元につきましては、GNPの中で個人消費あるいは政府消費という消費をくつてどれぐらい価格に反映されているか、あるいは投資については民間の投資とかあるいは政府の投資についてはどういふ形でデフレターが下がつていくか、輸出についてどうかというGNP構成項目で試算をされているものでございませうから、食料品でどうなつていくか、あるいは原材料でどうなつていくかということとをそれぞれに合せては実は計算がないのでございませう。

ただ、政策を担当していただいている者の感じを申し上げますと、先ほど長官がちよつと引用されました、私どもときどき輸入消費財の価格動向等調査というやうなものをやつて発表をいたしております。そういったやうなものを見たり、それから、現実例へば今問題になつております食料品というのとはかなりの程度政府が関与しております。そのうちから、関係省庁で例へば牛肉の値段を引き下げていくとか、あるいは米とか小麦とか、先ほど梶原先生も御質問ございましたけれども、そういったものについてはある程度データがございませう。

その中で一体差益がどれぐらい発生しているのだらうかというやうなことはそれぞれのところで大体把握できるものですから、それについてはできるだけ差益を還元する、価格を引き下げるというやうな形で、差益の発生だけでなく、実際は

根つこから実はかなり高いものですから、それを含めて下げるという努力をしているというわけですが、そういうふうな考えと狭い意味での差益についてはかなり還元を進めてきているというふうな考へておるわけでございませう。

それで、全体的に申しますと、やはり我が国の場合には規制のない上にならざる競争が激しうございませう。原材料、製品についても競争を通じてそれぞれの段階で価格が非常に競争過程の中で下がつてきているものがある。ただ先生御承知のとおり、昨年の後半あたりから建設資材がかなり上がりました。木材などは差益とかなんとか関係なしに上がつてしまつたというやうな、需給関係によつても差が出てくるということは御承知のとおりだと思ひます。

一応補足をさせていただきます。

○井上計君 きょうは余り時間がないので、実はもつといふようなことも伺ひたいし、また私の若干感じてゐることも等も意見として申し上げたいと思つておつたんです。

還元について私自身はよくわかるんです。ところが一般になかなか理解されない。理解されない理由は何かというと、先ほど梶原委員の質問にもありましたけれども、一番やはりびんとくる食料品がなかなか安くなつていない。それは実は円高と関係なく政府の、小麦は食糧法でくられておる、あるいは牛肉は輸入規制がされておる、いろいろな問題がありますから、そういうふうなことで安くならぬ。これが一般国民から見るとやはり円高の差益がちよつと返つてこない、こういうふうなことになる不満があるわけですね。まあこれはまた別の問題になりますからゆつくりとまた改めていろいろと御意見も聞きたい、また私の気持ちも申し上げたいと思つております。

ただ、今お話の中でもう一つ、物価が一%弱程度しか上がつていない理由の一つは、実はNICSの輸入品が激増しておる、これがあつた。これが物価の上昇を非常に抑えておるという問題、これもやつぱり広い意味では円高の効果だと

思います。それからもう一つ、その前に食料品の輸入が去年あたり激増しています。特に米の粉あるいは小麦粉及びその製品が激増していることがあつた。そういふふうなものを下げておるといふ効果がありますから、これは国民もわかつておる。

一面、逆にそのために中小の食料品メーカーが大変困つておるといふふうなまた問題が生じています。ところが、そういうふうなものが、コーヒー豆等下がつておるにかかわらず一般消費者が受ける感じはちつとも安くなつていない理由の一つに、地価の非常な高騰があると思ふんですね。地価が高騰し固定資産税や地代が上がつてくることによってコスト、経費が増大していますから、したがつて例を挙げればコーヒー豆は下がつておるが経費が増大しておれば、先ほど人件費という話もありましたが、人件費よりもむしろそういうふうな一般の経費が非常に高くなつたから下げられない、こういうふうな面もあると思ふ。今後のこれは大きな政策課題だと思ふますが、経企庁としてもその辺のところをお考えをいただきたい。今後のまた御指導をお願いしたい、こう思ひます。時間がありませんから、あと重要な点を一、二お伺ひします。

五十八年の八月に、経企庁は「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というのをお出しになつていますね、その要旨があります。先ほどちよつと長官から同僚委員の質問にお答えがありました。一月二十二日出された経済審議会運営委員会の「新経済計画の基本的考え方と検討の方向」というのがあります。これをずっと見ておりました。感じること、実は五十八年八月とことし一月の「基本的考え方と検討の方向」と、字句はもちろんで違つていますが、余り違つていないですね。特に変わつていないかと思ふのは、農業政策についての考え方が余り変わつていないですね。五十八年も同じようなことが言われたおる。

だから私は、先般予算委員会でも提言しました

が、これだけ時代が変化しているのかかわらず、政策の転換がほとんどないものの最たるものが農業政策だ。農業政策の転換をもつとやらなければ、国民の不満がもつと増大するといふ意味のことを申し上げたんですけれども、やはりそれらの点についてもつと御留意をいただきたい。

特に経済企画庁は何といつても政策指導官庁ですから、強力なリーダーシップをとつていただけないものであろうか。とつておつしやられないと思ひますけれども、どうも我々見ておると、こういうふうな指針はお出しになるけれども実際にはなかなか経企庁によつて強力な政策指導がなされておるのかどうかという、ちよつと今までも若干疑問を持つておる点がありますので、失礼ですが、特に長官にこのことは要望しておきたい、こう思ひます。

それから、ついでに申し上げますが、もう一つは新経済五カ年計画ですね。新経済計画の中で時短の問題、先ほど長官言われました豊かさを感じない問題の一つは時短だ。それから成長率、これは経企庁は実際にお決めたことではないかもしませんが、大体策定中であるがほぼ決まつたということでありまして、この年平均実質三・八%の成長率を見込まれると、内需の成長率を幾らに見込まれるのか、外需を幾らに見込まれるのかというこの点は重要だと思ふんですね。

それから、外需のマイナス成長が見込みによつて若干変化するのではないかと私は感じるんですが、アメリカが今後とも引き続いて赤字削減政策をとれば、これは大統領選挙の結果でどうなるかわかりませんが、とるであろう、こう考えると、アメリカのデフレ政策が世界的にさらに強まつていく、浸透する、それによつて外需のマイナス成長がかなり変わつてくるのではないかと、こういう私素人ながら懸念があるんですね。

それから、世界的にそのようなアメリカのデフレ政策がさらに浸透すると、我が国が国際経済の責任からして三・八%程度の成長率で責任が果たして果たせるのかな、これから五年間、もつと高

目の成長率を我が国は考える必要があるんではないかな、こんな感じもするんですが、以上あれこれ取りとめもなく申し上げましたが、それらの点についてひとつ御見解を伺えればありがたい、こう思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 井上先生、絶えず御勉強なさつておられます、非常に私も感じるところがございまして。今の成長率の問題にいたしましても、目下経済審議会の中で検討中でございますから、ちよつと数値を挙げることは控えたいとは思ひますけれども、いづれにしてもそういう議論もなされているやに私も中間報告を受けております。

まず、内需主導による適度な成長路線を定着させることは、国際的に調和のとれた対外均衡を達成して世界に貢献していく上でも基本問題である。こういう認識を十分踏まえながら、今経済審議会の方に中期的な五カ年計画のあり方等の審議を推進していただいておりますというのが実情です。

それから、我が国の経済の内需主導型成長への転換あるいは定着を進めるに当たりましては、米国の初めとする各国との経済政策全般にわたる国際協調の政策がこれまた一段と必要になるのではないかと、その強化も必要になってくると判断いたします。

米国の財政赤字削減等により経常収支の赤字の削減に取り組むというところは、基本的には世界経済の健全な発展にとりまして望ましいことではございます。しかし他方では、米国の輸入削減を通じて世界経済に影響を及ぼすものであることも事実でございます。

我が国としては、国際的な政策協調の枠組みの中でこのような効果を緩和するために内需の拡大、一般的な言い方ではございしますが市場開放の一層の推進、これは御指摘にございしましたように、農業問題にちよつとも変革がないじゃないかと、御指摘でございしますが、私も私の所属する政党においては総合農政調査会の顧問をさせていただいておられますけれども、本当にこの点は悩みこ

それなかなかな改革、前進の方向につながらないことを遺憾に思つておる次第でございます。輸入の拡大を図ることがまず必要であるということにおきまして、先生の御意見大変に参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○井上計君 長官、おつしやつていただいたことはよくわかりました。

ただ、そこで先ほどの労働時間の問題であります。これは新経済五カ年計画の指針の中にありますが、現在年間約二千百時間の労働時間を六十七年度には約千八百五十時間、大体ざつと言つて二百五十時間ぐらゐ短縮する。これは当然やるべきこと、またやらなくちゃいけないことですが、どこが口ではそう言つても、二百五十時間という一日七時間にするとざつと四十日近くになるわけですね。だからこれは容易なことではないと思ふんです。

もう一つ、さらにこれだけ短縮していくと生産性が低下することは必然です、それによつて我が国の製品のコストは当然上昇するであろう。それに加えてNICSの製品がますます今後輸入が増加するであろう。NICS製品と、既に起きているんですが、国内製品との競合によつて国内の価格はコストは上がつておるにもかかわらず下がる、これは既にそういう現象が起きております。

それから、構造転換等によつて海外立地等当然ふえてくると思ふますが、そこで言われておる産業の空洞化、これも大きな問題になってくる。そうすると失業者がふえるのではないかと懸念も生じてくると思ふんですが、これらの今関連する、これから起きるものもろの問題等について、経企庁としてはどんなふうなお考えをお持ちなのか、ひとつ教えていただければありがたいんですが。

○国務大臣(中尾栄一君) これまた井上先生、NICSの問題点なども含めまして私どもと全く同感な思ひで見えておられるわけでございますが、労働時間そのものの短縮というのは労働投入量を減らす効果を持つというところは事実でございます。

しかし、他方では自由時間の増大というものを通じまして消費を刺激いたしますし、内需主導型の産業構造への転換を促す面もありますけれども、省力のための設備投資を推進し、あるいは労働生産性の向上をもたらすという効果を持つこともこれまた指摘しておかなければならぬ問題点であらうと思うのでございます。

ただ、今後は労働時間の短縮を図ることだけでなく、NICSなどに見られるような輸入の活用、またそれをどのように的確に国民に浸透させるかという点、あるいは生産性の向上等の構造的な政策を、委員御指摘のとおり積極的に推進することが物価の安定につながっていくものではないか。梶原先生の先ほどの御指摘でもございまして高値安定ということでない方向にもつながっていく努力をしなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○井上計君 長官、私見ではありますがけれども、私は今お答えいただいたのと私がお尋ねしたところ、そういうふうな状況を将来的に考えていくと、これは今後の検討の方向にも実はないんです。余りまだ論議されておきませんが、現在おむね六十歳の定年制、これを今後何年か計画で定年制の延長、せめて六十五歳ぐらいまでの延長を政策として考える必要はないのであろうか、あるんじゃないかという私感を持つ、それが一つです。これは例の厚生年金、国民年金等々の受給年齢を延長するというふうなことも将来の負担率の問題で出てきている、これが一つです。

それから、そのためには高齢者——高齢者と言っているのか中年年齢層と言っているのか知りませんが、それらの人たちの働く場所、雇用の場を政策として拡大していく、あるいは創設をしていく、こういう政策がどうしても必要ではないか、私はそんなふうな考え方をかねがね持つておるんですが、これはまたひとつ、今後とも大いにその点経営庁としても御検討をいただけたら、こう思います。

それから、時間がないので、もう一問お尋ねを

したいんですが、きのうの新聞報道で、これまた今までお尋ねしたこととちよつと違うような感じになるんですけれども、サラリーマン貯蓄が、これは昨年六十二年ですが、平均八百十九万円になった、こういう報道があるんですね。いささか意外なんです。しかも伸び率が前年比一一・八％という二けたの伸び、これは五十六年の一六・四％に次いで六年ぶりの二けたの伸びだ、こう書いてある。

しかもこの中身をずっと見ますと、これはサラリーマンだけじゃありませんが、個人事業主を含めてでありますけれども、株式を除いた個人貯蓄残高が五百七十二兆円ある、こういう数字を見ると、冒頭お尋ねをした豊かさを実感として味わっていないにかかわらず、実はこのような貯蓄残高が非常に伸びている、個人貯蓄が大変多くなつておるといふふうなことのギャップといいますか、ちよつと言ひ方がおかしいんですけれども、何と言つていいかわからないんですが、そういうふうな乖離といいますか、そんなふうな点は経営庁としてはどんなふうな認識をお持ちなんでしょうか、ひとつお伺いできれば、こう思います。

○国務大臣(中尾栄一君) まず、第一に御指摘いただきました定年制の問題でございまして、自分自身を顧みましてもちよつと私の年齢あたりが定年の年代です。この間私の同級生同士が集まつたのでございましてけれども、そのときにもほとんど定年でございまして。しかし、働ける活力とたくましさを持つておる、こういう点において私も全く委員御指摘のとおり皮肉な感じがする、味わつたようなことでもございました。そのことはまた次の課題として勉強もさせていただきたいなと、こう思つております。

御指摘のサラリーマンの貯蓄の平均八百十九万と、こういうことになつておるがどうだろうかと、こういうことでもございまして。昭和六十二年の貯蓄動向調査速報、これは恐らくきのうの新聞とおつしやいましたから総務庁の発表だろうと思ひますが、これによれば、勤労者の世帯の平均貯

蓄残高は八百十九万円、前年比で一一・八％増と高い伸びを示しておる。特に株式は前年比四五・五％増、株式投資信託は前年比の二二・一・八％増と大きな伸びを示しておるわけでございまして。

この背景としましては、株価の上昇によりまして保有株式の評価額が増大したものでないかなと、もちろん全部が全部株を持つていないというわけじゃございませんが、比較的貯蓄に余裕のある人たちが株に投下をしておるといふこと、これがまた株価が相当上昇した、こういうものもアベレージされまうと、こういう結果に出てくるのではないかなという感じで受けとめるわけでございまして。

○井上計君 今長官お話し、私もこの総務庁の調査を見てその点はわかるんですが、ただ、さつき申し上げたように株式の価格が上昇したことによつて貯蓄率が増大したのであると、こう思つて見ると、そこで個人貯蓄残高が五百七十二兆円にふえておる、だから株価の上昇によつてサラリーマンの平均貯蓄額がふえたことと同時に個人貯蓄がふえておる。だから、豊かになつたからふえたんだらうということになります、逆に言ううと金は持つておる、金はできてきたけれども使ひ道がないんだ、だから貯蓄に回つておるんだというふうなことであるとすると、内需拡大政策というふうな面をもつと考えていかなくてはいかぬなと、こんな感じがしたものでありますからあえてこの問題をお尋ねしたと、こういうことなんです。

今後、そういうふうなことにしてもさらに経営庁としては、何といつても政策指導官庁でありますから、大いにひとつそのような面でも政策の転換、新しい時代へ対応する政策の立案、指導を活動、強力にやつていただくようにひとつ要望をして質問を終わります。

○木本平八郎君 きょう私は、公取委員長に専らいろいろ質問したいと思ひます、問題を一緒に考えていただきたいと思います。それで、委員長には委員長としてだけではなくて、エコノミ

ストの立場からいろいろ意見も開陳していただきたいということをあらかじめお願い申し上げます。

きょうのこの商工委員会を聞いていまして、今までと非常な違ひ印象があるわけですね。皆さんは今出席されたからよくおわかりにならないかも知れないですけれども、午前中の梶原委員から始まつて矢原委員、そして今、井上委員と私と、あと松浦委員がどういふふうに取り上げられるかわかりませんけれども、みんな物価の問題とか消費の問題なんですね。これは私は去年まで余りなかつた傾向ではないかと思ひます。

それだけに我々はこの委員会だけではなくて国民としても、どうも先ほど井上委員が言われたように、これだけ円高だ、そしてこれだけ貿易黒字がある、日本は世界一の経済大国になつたと言われながら、国民の方に全然生活実感として豊かになつたという実感があないわけですね。日本にどんな入つてきた富は一体どこにあるんだらうか。日本列島の中にあることは確かなんです。ところが、国民のところには少なくとも来ていないという感覚があるわけですね。この感覚については後からまた詳しく私の考えを申し上げたいと思ひます。

私の実感は結論から申し上げますと、やっぱり日本は物価が高いのだ、高収入高支出だ、だから悪い言い方をすれば宵越しの金を持たないという、非常にフローの生活でどんどん入つてくるけれどもほとんど出ない、後には何も残らない。先ほど貯蓄の問題がありましたけれども、これは私は住宅ローンなんか入つておるからだと思つておるわけですね、こういう生活をいつまで続けていくんだらうという疑問とか反省が我々の中に非常に強く出てきたんじゃないかと思ひます。

したがって、きょう公取委員長にぜひ、実は結論的には頑張つてもらいたいということなんですけれども、何としても物価を下げていかなきゃいかぬ、そのためにはいろいろ方法がありますけ

れども、一番大きな方法としてはやっぱり競争状態を推進していくことじゃないかと思うわけですが、その辺で、日本の公取委員会というのは、私も民間におりましたからわかるんですが、民間に對する独禁法の番人としては実にすばらしくやってこられたと思うわけです。それに對しては一点の批判もないだろうと思ひますけれども、公的規制というものの對する力の入れ方が足らないといひますが、その辺にまだまだ今後頑張つてもらう余地があるんじゃないかと思うのです。

まず委員長、公的規制というものについてどういふふうにお考えになつてゐるか、あるいは今後公取としてどういふふうに持つていかれる予定なのか、方針じみたものを御説明いただきたいと思うのです。

○政府委員 梅澤節男君 ただいま御指摘もあつたわけでございませうけれども、私も考えますに、現在この競争政策という言葉が、恐らくこれは一九七〇年代以降國際的にも私は定着してきておると思うのです。

その内容を大ざっぱに言つてしまひますと、ただいまお触れになりました一つは独禁法の体系のもとにおけるいわゆる独占なりカルテルなりの排除、それから公正なルールのもとで競争が行われなければならないという分野、それからもう一つは、やはり経済社会になるべく市場原理と申しますか競争原理が導入されるように、その観点からむしろその障害になつておるような政府の規制、公的規制をなるべく排除する。

この最後に申しました公的規制なり政府規制の排除というのが今日各國の競争政策当局の一つの非常に重要な政策目標といひますか、行政の使命ということとして認識が高まつておると思つております。その証拠に、一九七九年のOECDの理事会勧告におきましても、政府規制というものをただいま申しました意味での競争政策の観点から各國とも再点検しようと、その基本はやはり政府規制といひます以上、その背景に一つの追求されるべ

き公的な目的があるわけですが、その公的な目的あるいは政策目的をそれぞれの時点でもう一遍見直してみ、見直すと同時に大胆に不要になつた公的規制のものを整理していく。しかしながら、どうしても必要な政策目的なり公的規制は当然あるわけですから、その場合においてもそれを達成する手段としての公的規制というものをなるべく必要最小限度にとどめる。つまり市場とか競争に任せておいてもそういう目的が達成されるとすれば、そういう公的規制というものはほとんど外していく。これが大ざっぱに言へば競争政策という観点から見た公的規制の見直しの基本的な私は軌道だろうと考えておるわけでありませう。

その結果、当然のことながら市場原理が働く分野が広がるわけですが、そのことを通じて経済が活性化します。同時にその反射的效果として、反射的效果というのにはちよつと語弊がありませうけれども、物価問題にも当然い方向に働くに違ひありません。また行政のサイドから見ますと、それは行政の簡素化、行政コストの低減といふところで社会全体のためにもこれは非常に望ましい方向に働くだろうと、そういうことでございまして、その意味では御指摘になりましたようにこの公的規制なり政府規制の見直し、あるいはこれをなるべく必要最小限のものに持つていくという方向で競争政策当局に課せられました使命といふものは私は非常に大きいといふふうと考えております。

○本平八郎君 それでは、今お話の中にありました諸外国も非常に必死になつてデレギュレーションといふのをやろうとしてゐることはわかるんですが、そこでも今委員長がおつしやつた中で一つ、規制を外して競争原理を入れても公的な目的が達せられるんなら、できるだけ規制を外して競争原理を入れた方がいいんじゃないかと、こゝ言われたわけですが、具体的にアメリカ及び諸外国でどういふ例があるか教えていただきたいと思います。

○政府委員 柴田章平君 私どももそれほどたくさん広範囲に勉強してゐるわけではございせんが、最近非常に動きが活発になつてゐる分野といふのは通信の分野あるいは航空の分野、トラックの分野あるいは金融の分野、この四つが國際的に比較的規制の緩和が進んでゐる分野ではないかと思ひます。

その分野だけに限つて申し上げますと、特にアメリカとイギリスの動きが顕著ではないかといふふうに承知をいたしておりますが、例えばテレコムユニケーションと申しますか、通信の分野で申し上げますと、アメリカでは一九八四年にAT&Tの長距離電話部門とそれから地域電話部門の分離を認め、さらにAT&Tに對して届け出等の規制をするといふことで、従来の参入許可といふことから届け出の方へ規制を移行していくといふふうな動きがございまして、英國では一九八四年にBT、ブリティッシュ・テレコムの民営化と独占の廃止といふふうな動きがございまして、

航空の分野で申し上げますと、一九八二年、アメリカでは國內航空の参入と料金の規制を撤廃いたしておりますし、トラックで申し上げますとアメリカでは一九八〇年に参入と料金の規制を大幅に緩和するといふふうな動きがございました。

さらに金融で申し上げますと、証券に關してはアメリカで一九七五年に固定手数料を撤廃いたしました。また、イギリスでは一九八六年、これはビッグバンといふふうによく言われておりますことは御承知かと思ひますが、売買手数料の自由化が行われるといふふうな流れがあつたといふふうに承知をいたしております。

○本平八郎君 今アメリカで進んでゐるとおつしやつた四つの中で、日本は電気通信は去年NTTが民営化されて、割合に自由化されてゐるんですね。ところが、あとの三つは全然と云つてもいぐらゐ公的規制が緩和されてゐない。こういう点でも非常におくれてゐるという感じがするわけですが、したがつて、例えばアメリカやイギリスやドイツとか、こういう先進國に對して日本はこの

面でも相對的に相当おくれてゐるという感じはするんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員 柴田章平君 これはやはりある意味で経済的、社会的そして歴史的な要素がいろいろ絡んでおまして、一概にこうでなければいけないといふ答えを出すことは非常に難しいと思ひますし、ある一つの時点だけ区切つてその時点でもちうの方が上、どちらの方が下ということが必ずしもいいかどうか、私もよくわかりませんが、やはりそれぞれケース・バイ・ケースに判断をしていかざるを得ないと思ひます。

ただ、今先生の御質問に對して私の私的な感觸を申し上げますと、今の四つの分野について私なりの判断を申し上げますと、アメリカとイギリスに比べて、今の四つの分野の場合はおくれている、またドイツよりは逆に進んでゐると、こういうふうな感じではないかな、感じてございませうけれども私はそういうふう感じております。

○本平八郎君 例えばここにありますトラック、あるいは金融はもうことし自由化が大問題になつてくると思ふんですが、例へばトラック、あるいはここにあります倉庫業とか通運業とか、こういうものは専門家同士で話し合つてお互い同士のエキスパートなんだから、ネゴで決めさせればいんで、最高料金を決めることも最低料金を決めることも何にも必要ないわけですね。ところが、そういうものもさ残つてゐるという感じがするわけですが、

私もいたいた資料をいろいろ見ておまして非常にびつくりしたのは、そんなことが何でいまだに残つてゐるんだらうという感じがするわけですが、この辺は今後ともぜひ公取の方で頑張つてデレギュレーション——デレギュレーションと言ふまでもないんじゃないかと思ふんですが、これはぜひ緩和を進めていただきたいと思ふわけですが、それで、先ほどのお話の中でもうかがえるんですが、やっぱり時代がどんどんどんどん

ん変わっていくわけですね。そうすると、そのときにはこれは非常に有用な武器だったものも全然無用の長物になってしまうし、かえって有害になる。規制なんというのはそういうものだと思うんです。ここにも述べられておりますけれども、一人規制をつくつておくと、ほうつておくとかなかディレクトできない。したがって、よっぽど意識的に排除する、廃止するということを進めないとできないということだと思ふんですね。その点はぜひ今後とも頑張ってもらいたいと思ふんです。

それで、私は実は五十七年に公取が出されました「政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度の見直しについて(概要)」ということと、五十七年八月に出しておられるんですね。これを拝見しますと、これをこのまま六十三年三月というふうな日付を打ちかえても、きょうでも十分に通るんじゃないかと思ふんです。この内容は、しかも、これは五十七年ですから、六十年から円高が始まったわけですからね。そういうことも未来を先取りされて書かれていられると思ふんです。

ところが、現実には事態は余り進んでいないんじゃないかと思ふんですよ。確かに、説明していただきたいと説明を求めれば、いやこういう点、こういう点進歩していますとおっしゃるんですよけれども、さっと見た感じとしては余り進んでいないという感じがなんですね。進んでいないというのは、ざっくりばらんに言つて、一体この阻害要因というか、どこに難しさがあるんだらうというふうに感じるんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) 今お触れになりました五十七年、当時の公正取引委員会がまとめた十六業種についての一つの見解でありますけれども、それ以後全然進んでいないという御評価でございます。ただこの見解をまとめました後、臨時行政調査会が開かれて、この見解も非常に参考にしていただいた。そういう作業の過程を経まして、電気通信事業とか航空、それから金融、そういう面ではやはりデレギュレー

ションの方向に我が国も進んでおるといふことは、これは否定できないと思ふわけでございます。

ただ、なかなかこの作業が遅々として進まないということは、それはよくも先ほどお触れになりましたように、政府規制の背後には一つの政策目的があるわけでありまして、しかも制度として固定してまいりますと、これは政府規制に限りませういづれの制度でもそうでございますけれども、それなりに社会全般の政策的コンセンサスが形成される間に、やはり相応の私時間は必要なんだらうと思ふわけでございます。

ただ、昨今の状況を見ますと、政府全体としてこの規制緩和に取り組むという努力を続けておるわけでございます。今行われております行革審でもこのテーマが取り上げられております。それから、いろんな分野におきましてそれぞれ所管庁が問題意識を持って意識的に取り組み始められたという、非常に私は何年か前に比べますれば全体の規制緩和への機運というものが高まっておりますということでございます。

したがって、これは一競争当局がこの問題を実現できるということでは到底ございませんで、政府部内の合意の形成はもろんでございませうけれども、関係省庁とも十分に連絡をとりながら、この機運を大事にしながら着実に作業を進めていくということが私は大事だと思つております。

○木本平八郎君 まさにそのとおりだと思ふんですね。

それで、これは国民がちょっと考えればこういうデレギュレーションをやろうと思つても各省庁で相当抵抗があるだらうと、特に許認可官庁といわれるようなところはなかなか自分の許認可権限を緩くしたくないというふうなことは簡単に想像つくんですけれども、やはりその辺を意識改革してもらわないと、こういつたことはなかなか進まない。したがって、今後の公取としては、こういうことを公取本来の仕事として進めていただく

とともに、やはり政府部内の啓蒙というか説得というか、各省庁にやはりそういうスタンスをとつてもらふように、少なくとも馬を水辺に連れていく努力はしていただかなきゃいかぬし、それが一番大事なんじゃないかという気がするわけですね。そういう点からぜひ公取の努力を期待したいわけですね。

そこでもう一つ、これは全然違う見地からなんです。日本株式会社という言葉があります。これは我々もその一員として貿易の先兵をやつてきたわけですが、この日本株式会社というのは、私の解釈ですけれども、政府から民間から一丸となつて生産を上げる、経済拡大をする、成長する、貿易を伸ばす、輸出を伸ばす、いわゆるメーカーなんです。日本株式会社という。これはすばらしい成果を上げたわけですね。

ところが、私はもうこの段階に来たら日本株式会社は解散しなさいといかないんじゃないかという気がするんですね。この日本株式会社があると、貿易摩擦をや、輸出に圧力をかける、黒字がぼんぼんにしてくる。一方、投資もしていますけれども、どうもハワイの不動産なんかを買に行つたからもうストップさせられたんですね。不動産業も自粛しなさいかぬというふうな状況になつてきておるわけですね。そういう点で私は日本株式会社の解散というふうなことを、これ象徴的な言い方なんですけれども、相当みんなが真剣にやつぱり考えにやいかぬ。

私は生産が不要だ、あるいは生産が悪だと言うつもりはないんですけれども、やはり消費だとか生活とかというものがもう第一線で出てきやいかぬ。したがって、日本株式会社というのは解散して、名前は何というのがいいか知りませんけれども、消費組合でもないけれども、何かそういうふうな発想の転換が必要なんじゃないかと思ふんですが、その辺御感想はいかがですか。

○政府委員(梅澤節男君) 私が答えられる範囲の問題を超えた非常に大きい問題の御提起でございます。

先ほど来申し上げております競争政策という観点から我が国の経済なり市場構造のこの十年あたりの動きを見てまいりますと、私は基本的に大きな問題としてまず市場の国際化があると思ふんです。これはいろいろ政府規制との絡みで国内的にも議論があるわけでございますけれども、しかし、この市場の国際化を通じて日本の産業構造なり市場構造がかなり大きく動いてきておる。したがって、かつて議論されたような閉鎖的な日本経済社会という構想で我々日本人も考えるような経済構造の現況にはないという、これは一つ押さえないやならぬと思ひます。

それからもう一つは、国際的な交流にも通じる問題でございますけれども、やはり技術革新というのが現在の経済なり市場を活性化しておる非常に大きな原動力になつておまして、競争当局との関連から申しますれば、技術取引の取り扱いを今後誤らないようにしていかなければならぬ、そういう問題意識を持っております。

○木本平八郎君 今の技術の観点からこういう競争とか、こういう問題を考えているというのは私も気がつかなくて非常に教えられました。これは私も少し今後勉強していきたいと思ふんです。今委員長がおっしゃつた市場参入の問題、市場開放の問題ですね、これは実は後からひとつ申し上げようと思つたんですけれども、その前にちょっと細かい点で二、三お聞きしたいんです。

一つは、ついでこの間の新聞に出ておりましたけれども、公取が神奈川県と鳥取、福岡のLPガス業界に対していろいろアプローチされている。家庭用のプロパンというものは、非常に円高だけれども、あれは自由競争には一応なっているんですけれども、値段が余り下がらないと、こういう点についてどういうスタンスでアプローチされるのか、その経過と今後の考え方をちょっと御説明いただきたいと思ふんです。

○政府委員(植木邦之君) お答えいたします。先生のおっしゃられましたプロパンガスの問題でございますけれども、公正取引委員会といたし

います。田村通産大臣、中尾経済企画庁長官も委員会の所信表明におかれて、自由貿易体制の維持強化と調和のある対外経済の形成は我が国経済運営の最重要課題であると位置づけられておるところであります。

そこでお伺いをいたしますが、包括貿易法案の重要ポイントと審議の現状並びに成立の見通し等についてお伺いをいたしたいし、またそれに対する日本政府の対策についてもお聞かせ願いたいと思います。これについては矢原委員からも御質問をされましたが、通商問題の中で非常に重要でございまして、再度御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(田村元吉) 御指摘のとおり、日米の貿易インバランスというのは改善方向に定着しつつありといえども、その比較は大変なものであります。でありますから、当然、従来の貿易摩擦というものがそう簡単に解消するという楽観的な見方はできないかもしれません。しかしながら、私は先般もヤタ代表と会いましたけれども、あるいはECの各国の貿易大臣とも会いましたけれども、彼らは、日本政府がとった対応策、つまり外需型から内需型へという構造調整、そのための内需振興策、日本の景気動向、こういうものについて非常に高く評価しておる、その点では従来とは相当大きく変わったと思えます。

それで、問題は、アメリカの行政府はこれは保護主義反対でありますから、我々と考え方はそう変わらない。問題はアメリカの議会でありまして、この議会が今非常に厳しい対応を、議会そのものとは言いませんが、向こうの議員さんの中には相当厳しい対応をしてくる者もあるというところでありまして、いわゆる包括貿易法案につきましても、上院と下院が意見が違つておることは御承知のとおりですけれども、昨年の九月に両院協議会を設置したものの、ほとんど審議らしい審議は行われないうちにずつと推移したわけです。先月からようやく審議が再開されたところでありまして、これは私から申し上げるまでもなく、十分に御承知のことと思えますけれども、関税法三百三

十七条、いわゆる知的所有権等、フェーズI、これについては両院の調整がほぼ終了したというふうな聞いておりますけれども、通商法三〇一条、二〇一条、ダンピング、貿易統制援助、いわゆるフェーズIIについては現在両院間で調整中であるというふうな聞いております。

この中で、上院はゲファート条項の削除、スーパリー三〇一条の採用を提案しておるというふうなところでありまして、今後の包括貿易法案の見通しにつきましてはいろいろ見方がありますけれども、昨年のいわゆるブラックマンデーにおける株式暴落後に、保護主義的な貿易法案というものは世界経済を混乱に陥れるという考え方がアメリカではもういとしてわき起こってきたことは事実であります。また同時に、最近におけるアメリカの貿易収支の改善というふうな好材料もありますので、保護主義的な法案が何とか成立しないように、そういう好材料の方にどうしても僕ら望みを託するんですが、しないようにと思つて折つておりますけれども、もし不幸にして保護主義的な案項が含まれたまま通過した場合には、これはもう大統領の拒否権に期待せざるを得ない。

現にアメリカ政府も、去る一月の日米首脳会議において、レーガン大統領が竹下首相に、保護主義法案に対しては拒否権を発動するという保証をしました。保護主義法案には反対という態度が非常にはっきりとあらわれておりますから、これからまあいろいろものが通らないように米政府に働きかけていきたいと思つております。

ただ、先ほどちよつとお触れしましたが、私は本当に昨年来、コムの問題でもそうだけれども、痛切に感じたことは、議員外交というものがいかに必要かということ。日本は議院内閣制で政府と与党が一体でありますけれども、アメリカは違います。完全な三権分立ですから、なおさらのこと議員外交というものの必要性、それも向こうも与党、野党を問わず、こちらも与党、野党を問わず議員外交というものが必要だということを痛切に感じてきたというわけでありまして、

○松浦孝治君 今のアメリカは非常に大きな貿易赤字でありますけれども、何といひましても世界一の貿易国であります。そういう点でアメリカが風邪を引いてしまふと、日本の経済自身にも大きな影響があるし、日本の経済にとっては自由貿易体制を維持することが日本の国を守り、また経済を守っていくことにつながるわけでございまして、非常に大変でございまして、どうかそういう点について格段の御努力をいただきたいと思ひます。

ところで、現在、我が国は世界貿易額の約一〇%を占めており、最大の資本輸出国であります。世界経済において重要な地位を占めるに至つた我が国としては、世界の中の日本という新たな観点に立つて世界経済の創造的成長に積極的に貢献していかなければならぬわけでございまして、こうした観点を踏まえられた田村通産大臣は、インドネシアのバリ島で開催された第四回アジア・太平洋貿易会議に御出席されたとともに、先般は西ドイツのコンスタンツで開催されました二十八カ国の貿易大臣会合にも出席され、世界経済運営のリーダーとして数々の新構想を提案されたと同つております。アジア・太平洋自由貿易構想の内容とその実現の見通し、両会合での主要テーマ等についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田村元吉) おっしゃるとおり、日本はもう島国であつてはいかぬのです。世界に門戸を開かなきゃならぬ、もう既に開いておりますけれども。

バリ島の会合、また先般の西ドイツのパンゲマイン経済大臣の提唱によるコンスタンツの会合、ともに大変有意義なものであります。

私は、昨年の一月にASEANを訪問して、日本・オーストラリア定期閣僚会議の後、ずつと回り込んだわけであります。そしてタイのバンコクでニューAIDプラン、新アジア工業化プランというものを私は提唱したわけです。これはどういうことかといひますと、ASEAN諸国、アジ

アにおける発展途上国といひましようか、このASEAN諸国の姿を見て、日本は経済先進国としてこの窮状をほうつておいていいんだらうか、その国々はほとんど一次産品に頼つておる。ところが原油は暴落、木材もまた低迷を続けておるというふうな状況である。

そこで私は、ASEAN諸国、これはもちろん中国等も含みますけれども、ASEAN諸国に呼びかけたんです。あなた方はいつまでも一次産品に頼つていないで輸出型の工業を振興せしめたらどうですか。なかなか大変だらうけれども、そして新しい繁栄を築くことが何よりも大切だと私は思う。ついでに、ASEAN諸国に、従来のようにお金を差し上げる、あるいは借金を、つまりお金を貸してあげるというふうなことだけでなしに、産業関連のインフラも供与しましょう、技術も供与しましょう、あるいはいろいろなマーケットングノーマウも供与しましょう、いろいろなことを我が国から御提供申し上げる。

そして、まず我が国があなた方にとって魅力あるマーケットになつてあげようじゃないか、だかからうんと頑張つて下さい。ただ、我が国でデザインその他でなかなか売れにくい、そういうのは、こういうものをつくりなさいよ、そうすれば売れますよ。アメリカへ売るコツはこういうことですよ、ECへ売るコツはこういうことですよ、まあその点では日本は貿易国ですから、輸出国ですから非常に詳しいわけです。そういうふうにして大いに御協力を申し上げようということを提案したわけです。それで非常に評判がよかった。

ところが、このニューAIDプランというのは一対一なんだ。日本対何国、日本対何国なんです。そこで、通産省の若手の官僚たちが、私が提唱したニューAIDプランを踏まえて、そして日本は国際的に目を開かなきゃならぬというので、太平洋に面した国々といひまこれから交流を深めていこう、それはどうすればいいか。米加自由貿易協定のようなものじゃない、あんなものじゃない。

日本は、また同時に、大東亜共栄圏をつくるような大それた帝国主義的な考え方を持たなければならない。それよりも、日本も仲間に入れてもらって、そうして太平洋圏の国々も幸せにする、そういう点で協力をし合う。それには当然アメリカやカナダの力もかりなかならぬし、従来アメリカがやっておった仕事の役割分担も日本がアジアの友人たちに対してしなきゃならぬというようなことから、いろいろと検討しておるんです。

まだこれは煮詰まっていらないです。今若い官僚たちが大いに国際マンぶりを発揮しまして、若きエコノミストが議論をしておるわけですよ。私は大いにやれと、親子近々年の違ふ役人たちが大いにかんががくがく論を闘わしておるのを目を細めて見たり聞いたりしておるわけですが、これも、これが十分に煮詰まってくることを期待しておると、そういうことです。

○松浦孝治君 アジア太平洋構想の考え方を聞かせただいて非常に心強く思つた次第でございます。やはり日本の国の立地条件から見て、大臣が考えられておられるそういう太平洋地域の経済浮上ということが、やはり将来における日本の発展につながるであろうということも、私も十分にわかって思ふわけでございまして、どうかよろしくお願いをいたしたいと思ふ次第でございます。

それではもう一問お願いをいたしたいわけでございますが、午前中いろいろな日本の経済問題について、非常に景気が好調であるというようなことを御答弁なりお話しございました。そういう中で、その政策、特に経済構造の転換がやはりうまくいってあるんだということにつながってくるんであろうと思ひますが、その点では、円高による経済環境の激変が逆に、日本の国にとっては試練ではあつたけれども、一方で内需型産業構造への転換のよい機会になつておると思ふわけでございまして、そういうことで、最近の構造調整の進捗がどのようになっておるのか、また、これから構造調整をどのように通産省はやつていこうとさ

れておるのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) ただいまお話しのとおり、最近日本経済は非常に内需が好調でございまして、先般も十一月二期の国民所得統計が発表になりましたが、六十二年の経済成長率は、これから一三の数字が出てまいります。仮に三月が十一月二期に對して伸び率がゼロでございしても四〇%を超える、こういう状況でございまして。ただその間、外需は経済成長の足を引っ張つておりますが、内需は非常に好調に伸びておる。これまで日本の経済構造調整、内需主導型経済への転換ということで言われておりましたが、それは最近までのところは非常にうまくいっているというふうに考えます。ただ、何といたしまして、まだまだ対外バランスは大幅な黒字を計上いたしております。したがって、これから引き続いてこれまで同様内需主導型の経済の定着ということを目指していかねばならないと思ひます。

マクロ的に見ますと今申し上げたように非常にうまくいってありますが、ミクロ的に見てまいりますと、やはり企業城下町と言われるようなところとか、輸出型の中小企業産地と言われるようなところでは、特に円高の大きな影響を受けて地域経済にも影響が出ておりますし、またこういう地域では、最近好転してまいりましたが、雇用情勢というものはまだ全国平均に比べますと非常に悪い状態にございます。したがって、これから構造調整、内需主導型の経済運営をやつていきます場合に、ただいま申し上げました企業城下町なり輸出産地といったような地域経済への配慮、さらにはまた、雇用面での各種のミスマッチというものの對してきめ細かい対応をしていくことが必要であらうと考えております。

こういった問題につきましては、既に国会におきましても特定地域中小企業対策臨時措置法を成立させていただきましたし、また産業構造転換円滑化臨時措置法も成立させていたいただいております。こういった法律の運用を含め、ミクロ的な面

に對しては十分の手を打つていきたいと思ひます。

さらに、冒頭申し上げましたようなマクロ的な好調をこれからも持続させますためには、やはりマクロ経済面での適切な成長の維持ということが必要になつてまいりますので、こういった点につきましては、現在新しい中期の経済計画の検討が経済審議会等で行われておりますが、この現在までの内需中心の経済成長というものをマクロ面できちんと確保できるような計画にしていこう、そういう方向で通産省としては努力をしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○松浦孝治君 中小企業関係で、輸出型産地とか企業城下町等の企業については非常に厳しい状態があるというところはよくわかつておるわけでございしますが、そういう中でも経済構造調整がうまくかなり回転をいたしておる。そういうことの中で、輸出型でありました企業がどういふような方向と申しますか、構造転換をなさつておるのか、その点お聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) お尋ねがございましたので、若干具体的な例に即して申し上げてみたいと思ひます。

輸出型産業と申しますと、代表的なところは加工組立型産業でございまして、電子機器、電気機械製造業につきましては、このところ国内のオーディオビデオについて非常に需要が好調でございまして、むしろ円高によりまして採算が悪くなつております輸出を減らしてむしろ内需に振り向けるという格好でやつております。また、素材産業の中でも例えば鉄鋼業のようなものはこれは国内の需要が非常に好調でございまして、最近では四半期ベースでございまして、年換算をいたしますと一億トンを超える程度の需要になつておりますが、これもむしろ外国からの安い輸入鋼材がふえ、また輸出量も抑えておりますが、内需中心でやつております。ただ、こういった状況がいつまで続くというところにつきましては必ずしも十分な保証がございませんので、鉄鋼業におきまして

は鉄鋼業以外の新しい分野への進出ということを考えております。

某高炉メーカーの場合でございまして、たしか昭和六十七年度だつたと思ひますけれども、現在まで八〇%ぐらいの比率でございまして鉄鋼業関係の売り上げを五〇%までに下げて、残り五〇%は鉄鋼業以外の分野で売り上げを伸ばしていきうようなことも考えているようでございますが、この種の事例につきましては枚挙がございませんが、これまでのところ何にも増しまして内需が非常に好調でございまして、こういった事業転換、内需転換ということが非常にうまくいっている、こういうふうにご考慮をしております。

○松浦孝治君 もう時間ですから終わりますが、それぞれ構造転換もこれからやはり進めていかなければならない中で、先ほど通産大臣の方からお話ございましたが、やはり開発輸入といううな形の中で協力をやつていく、構造転換を図つていくということも通産省の施策の中にはかなり入つておるわけでございしますが、そういう点を強力に進めていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○委員長(大木浩君) 本件に関する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大木浩君) 次に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案並びに異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案を便宜一括して議題といたします。

まず、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取いたします。田村通商産業大臣。

○國務大臣(田村元君) 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、信用力の不足する中小企業者の事業資金の融通を円滑化するため、信

用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業信用保険公庫が保険を行うものであり、保証債務残高は現在十兆円を超える規模に達しております。

我が国の中小企業は、現在、円高、技術革新の進展、国民ニーズの多様化、高度化、国際化の進展等の厳しい環境変化の中で構造転換を迫られております。とりわけ、円高の長期化により、中小企業には新たな発展のための活路の開拓が求められております。

中小企業信用補完制度においても、このような内外の経済環境の変化に直面している中小企業の資金需用に的確に対応していくことの必要性がますます高まっております。

本法律案は、このような観点から中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、付保限度額の引き上げであります。最近における中小企業の資金需要の大口化に対処するため、昭和五十五年以降据え置かれていた普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額をそれぞれ引き上げることとしております。

第二は、海外投資関係保険の創設であります。我が国経済の国際化に対応し、海外直接投資の必要に迫られている中小企業が増加しておりますが、中小企業は大企業と比べて、資金調達力に格差があり、これを補うことが極めて重要であります。このような観点から、海外直接投資に必要な資金を対象とする保険制度として、海外投資関係保険を創設することとしております。

第三は、新事業開拓保険の創設であります。我が国産業の構造転換の大きな流れの中で、中小企業が新たな発展を遂げていくためには、新たな商品、技術の開発、市場の開拓等により新たな事業の開拓を行っていくことが極めて重要になっております。このような観点から、新たな事業の開拓に必要な資金を対象とする保険制度として、新事業開拓保険を創設することとしております。

業開拓保険を創設することとしております。

第四は、倒産関連保証に係る無担保保険の付保限度額の特例の延長、拡充であります。円高の長期化等に対応し、本年三月三十一日に期限の到来する本特例措置を延長、拡充し、引き続き円高の影響を受けている中小企業者の経営の安定を図ることとしております。

第五は、中小企業信用保険公庫が、これらの信用補完制度の拡充を円滑に実施し得るよう経営基盤の強化を図ることとし、このため、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大木浩君) 次に、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案について趣旨説明を聴取いたします。

田村通商産業大臣。

○国務大臣(田村元君) 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

円高の長期化のもとで、中小企業は、新たな発展のための構造転換を迫られております。また、近年における技術革新の急速な進展は、基本的な技術体系の変革をもたらしつつあり、国民ニーズの多様化、高度化は、新たな製品やサービスの提供を中小企業に求めております。

このような厳しい経済的環境に対応して中小企業が新分野を開拓するには、広い視野と事業分野をまたがった技術や経営に関する知識が必要となりますが、一般に事業分野が狭く、経営資源の蓄積が乏しい中小企業が自力でこれを行うことは容易なことではありません。現在、全国各地で、事業分野を異にする中小企業者が協同してそれぞれの技術や経営に関する知識を融合させ、新たな製品やサービスを開発し、新分野を開拓しようとする動き、いわゆる異分野中小企業者の融合化が積

極的に展開されております。これは、融合化が厳しい経済的環境の中で中小企業が創造的発展を遂げていくための新たな活動理念であることを示すものと考えられます。

本法案は、このような融合化を促進するための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の均衡ある発展に資することを目的に立案されたものであります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するための施策を総合的に推進するよう努める旨を規定しております。融合化は、異分野中小企業者の交流に始まり、その組織化から開発、事業化に至るまでの息の長い活動を行うことによつて初めてその目的を達成し得るものであります。したがって、融合化の円滑な実施のためには、国及び地方公共団体が総合的に施策を講ずることが重要であり、このような観点から、その施策に係る努力義務を規定しているものであります。

第二に、異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合は、研究開発その他の知識融合開発事業に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることができることとし、計画の認定を受けた組合及びその組合員等に対しては、必要な資金の確保、中小企業信用保険法による新事業開拓保険の付保限度額の特例、試験研究についての課税の特例、準備金制度の創設等金融、税制面における種々の助成措置を講ずることとしております。

第三に、計画の認定を受けた事業協同組合が知識融合開発事業を円滑に実施できるよう、中小企業等協同組合法の特例を設けるとともに、その開発成果を協業組合において円滑に事業化できるよう、中小企業団体の組織に関する法律の特例を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大木浩君) 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)

一、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案(予備審査のための付託は二月十五日)

昭和六十三年四月九日印刷

昭和六十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局